

平成 20 年度 汚染負荷量賦課金申告の手引

汚染負荷量賦課金は、「公害健康被害の補償等に関する法律」
に定められているものです。

この手引に従って、期限内に適正な申告と納付をされますよ
うお願いします。

申告と納付の期限は平成 20 年 5 月 15 日です。

独立行政法人環境再生保全機構

(環境省所管)

申告書類は下記へ提出して下さい。

「公害健康被害補償・予防の手引」

「公害健康被害補償・予防の手引」は、賦課金ホームページ (<http://www.erca.go.jp/fukakin/>) でダウンロードできます。

「公害健康被害補償・予防の手引」は、公害健康被害補償制度を関係者の皆さんに正しく理解していただくために、質疑応答形式で、わかりやすくまとめております。

また、参考資料及び用語解説も掲載していますので、実務担当者の解説書としてご活用してください。

目 次

I	公害健康被害者への補償について	1
II	汚染負荷量賦課金の申告・納付について	2
1	納付義務者	2
2	申告書の記載方法	3
3	過去分の SO _x 累積換算量の算定	5
4	現在分の SO _x 排出量（前年の排出量）の算定	5
	（1）前年の SO _x の排出量算定の方式	5
	（2）A様式を用いる場合の算定方法	7
	（3）B、C及びD様式を用いる場合の算定方法	10
	（4）具体的な計算	10
	（5）燃原料の硫黄分が「0.01%未満」の場合の記載例	11
5	申告と納付の方法	12
6	申告書に添付すべき書類	14
7	申告等に関連する諸届出	15
8	申告後に誤りを訂正する場合	15
9	強制徴収・罰則・書類の保存義務等	16
10	その他	16

参考

1	B様式、C様式及びD様式の記載例	
	（1）B様式を用いる場合の算定方法	17
	（2）C様式を用いる場合の算定方法	21
	（3）D様式を用いる場合の算定方法	25
2	E様式及びb様式の記載方法並びに排出ガスの測定の一般事項	
	（1）排出ガスの測定について（E様式及びb様式共通）	30
	（2）補正後の脱硫効率の算定（E様式）について	31
	（3）排出ガスの測定による SO _x 排出量の算定（b様式）について	41
3	JIS Z 8401 による数値の丸め方	47
4	申告後に誤りを訂正する場合（修正申告）	48
5	業種名とその分類	50
6	委託商工会議所一覧表	51
7	公害健康被害の補償等に関する法律（抜粋）	52

申告等に関連する諸届出書式・記載例

「代理人選任・解任届出書」「名称等変更届出書」

I 公害健康被害者への補償について

公害健康被害の補償等に関する法律（以下、「法」という。）に基づく公害健康被害者の補償は、昭和63年3月1日の第一種地域の指定解除以降、既に認定された者に係るものだけになりました。概要は、次の表のとおりです。

項 目	内 容	条文(法)
性 格	民事責任をふまえ、公害によって生じた健康被害の損害をてん補する。	第 1 条
対 象	大気汚染の影響による健康被害としての慢性気管支炎等の4疾病。	第 2 条
既 認 定 の 考 え 方	大気汚染による疾患(ぜん息等)については、大気の汚染の影響によるものとして認定するための制度的取り決めとして、指定地域、ばく露期間、指定疾病の3要件を定めている。	第 4 条
補 償 給 付 の 種 類	(1) 療養の給付及び療養費 (5) 児童補償手当 (2) 障害補償費 (6) 療養手当 (3) 遺族補償費 (7) 葬祭料 (4) 遺族補償一時金	第 3 条
公 害 保 健 福 祉 事 業 の 種 類	(1) リハビリテーション事業 (2) 転地療養事業 (3) 療養用具支給事業 (4) 家庭療養指導事業 (5) インフルエンザ予防接種費用助成事業	第 46 条
費 用 負 担	(1) 補償給付費 汚染原因者——全 額 汚染負荷量賦課金… 8 割 自動車重量税引当… 2 割 (2) 公 害 保 健 国 —— 4 分の 1 福祉事業費 都道府県等—— 4 分の 1 汚染原因者—— 2 分の 1 汚染負荷量賦課金… 8 割 自動車重量税引当… 2 割 (3) 給付事務費 国 —— 2 分の 1 都道府県等—— 2 分の 1 (4) 徴収事務費 一部国庫補助、残り汚染負荷量賦課金	第48～52条 第 49 条 第 51 条 附則第 9 条
汚染負荷量 賦 課 金 の 徴 収 方 法	(1) 汚染に対する寄与の程度に応じて、徴収権限をもった「独立行政法人環境再生保全機構」(以下、「機構」という。)が徴収する。 (2) ばい煙発生施設設置者は、汚染負荷量賦課金を納付する義務を負う。	第52～61条

Ⅱ 汚染負荷量賦課金の申告・納付について

1 納付義務者(法第52条)

次の要件を満たす工場・事業場を有し、又は、有していた事業者。すなわち昭和62年度に納付義務者であった者は、汚染負荷量賦課金を申告・納付する義務があります。

ばい煙発生施設等 (大気汚染防止法に定 めるもの)を設置して いた工場・事業場	①昭和62年4月1日にばい煙発生施設等を設置していたこと。
	②その施設が硫黄酸化物を排出し得るものであったこと。
	③その施設が設置されていた工場・事業場における※最大排出 ガス量の合計が指定地域解除前の地域区分に応じて定めら れていた次の量以上であったこと。 旧指定地域 5,000m ³ N/h その他地域 10,000m ³ N/h

※ 最大排出ガス量とは、ばい煙発生施設を定格の能力（長時間安定して運転することがで
きる最大限の能力）で運転したときの施設の排出ガス量（湿りガス）の合計をいいます。

また、排風機（ブロワ）を使用している施設については、原則として排風機の排風能力
（m³N/h）をもって最大排出ガス量とします。

なお、最大排出ガス量の合計には、予備施設・休止施設等のガス量も含まれます。

〔付記〕 制度改正後における納付義務者は、指定地域の解除が行われた年度である昭和62年度の
初日、すなわち昭和62年4月1日に上記要件を満たしていた工場・事業場を設置していた事業
者であり、昭和62年4月2日以後に、ばい煙発生施設を改造又は廃止したこと等によって、
当該工場・事業場の最大排出ガス量の合計が、旧指定地域5,000m³N/h未滿、その他地域
10,000m³N/h未滿に減少した場合でも汚染負荷量賦課金を申告・納付する義務があります。

2 申告書の記載方法

申告書の記載については、次の事項に留意するとともに申告書（事業者用）の裏面を参照してください。なお、申告書は4枚1組の複写式となっておりますので、**ボールペン**ではっきり記入してください。

また、申告書及び添付書類は、フロッピーディスク又はオンラインによって提出することも可能です。この場合の申告書等の作成方法は、別冊「平成 20 年度汚染負荷量賦課金FD申告・オンライン申告マニュアル」を参照してください。

[illegible]

(1) 汚染負荷量賦課金の計算

申告書「⑤汚染負荷量賦課金の計算」は、算定基礎期間（昭和57年から昭和61年まで）における硫黄酸化物（以下、「SO_x」という。）の累積換算量に過去分賦課料率を乗じた過去分汚染負荷量賦課金額と、前年（平成19年1月1日から平成19年12月31日まで）のSO_x排出量に現在分賦課料率を乗じた現在分汚染負荷量賦課金額をそれぞれ算出し、合計します。

○「(イ)硫黄酸化物排出量」欄中の上欄の「過去分」の「累積換算量（立方メートル／算定基礎期間）」は、あらかじめプリントしてあります。

また、下欄の「現在分」の「前年の排出量（立方メートル／年）」は、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設から排出したものに限らず、同一工場・事業場における**すべての施設等から排出された総量を記入**してください。

なお、1 m³N 未満の端数が生じるときは、これを切り捨ててください。

〈例〉	A-01	12.7 m ³ N	
	A-02	23.4 m ³ N	
	C-01	34.5 m ³ N	
	合 計	70.6 m ³ N	→ 70 m ³ N

○「(ロ)単位排出量当たり賦課金」欄中の上欄の「過去分」欄は、全国一律で定められています。

また、下欄の「現在分」欄は、地域ごとに定められていますので「平成20年度 汚染負荷量賦課金賦課料率について」で確認の上、該当する番号に○を付してください。

○「(ハ)=(イ)×(ロ)汚染負荷量賦課金額」は、欄中の上欄の過去分汚染負荷量賦課金額若しくは中欄の現在分汚染負荷量賦課金額に**1円未満の端数が生じるとき**、又は合計額に**100円未満の端数が生じるときはこれらを切り捨て**てください。

〔計算式〕

（過去分汚染負荷量賦課金額 …………… 1円未満は切捨て）

昭和57年から昭和61年までのSO_x累積換算量×過去分賦課料率
＝過去分汚染負荷量賦課金額

（現在分汚染負荷量賦課金額 …………… 1円未満は切捨て）

平成19年1月1日から平成19年12月31日までのSO_x排出量×現在分賦課料率
＝現在分汚染負荷量賦課金額

（汚染負荷量賦課金額 …………… 100円未満は切捨て）

過去分汚染負荷量賦課金額＋現在分汚染負荷量賦課金額
＝汚染負荷量賦課金額

(2) 汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳

○延納を申請する場合——汚染負荷量賦課金額が**30万円以上である納付義務者は、4期に分けて延納することができます**。延納する場合は、申告書「⑥延納の申請」の(イ)に○を付し、「⑦汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳」の「(イ)全期又は第1期(初期)」、「(ロ)第2期」、「(ハ)第3期」、及び「(ニ)第4期」の欄に⑤の「(ハ)=(イ)×(ロ)汚染負荷量賦課金額」の合計欄に記入した金額の1/4ずつを記入してください。

なお、**100円未満の端数が生じた場合は、第1期から第4期までの100円未満の金額をすべて第1期の金額に合算**してください。

〈例〉3,922,700円の場合は

3,922,700円×1/4＝980,675円

第1期分については

$$980,600 + 75 \text{ (100円未満の端数)} \times 4 \text{ (4期分)} = 980,900 \text{円}$$

第2期分以降については980,600円となります。

○延納を申請しない場合——⑥延納の申請の(ロ)に○を付し、⑤の「(ハ)=(イ)×(ロ)汚染負荷量賦課金額」の合計欄に記入した金額と同額を⑦の「汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳」の「(イ)全期又は第1期(初期)」の欄に記入してください。

3 過去分のSO_x累積換算量の算定（施行令第31条、第32条）

算定基礎期間（昭和57年から昭和61年まで）におけるSO_xの各年間排出量、つまり、昭和58年度から昭和62年度までの各年度申告SO_x量に、各年の換算係数をそれぞれ乗じて合計し、5年分の累積換算量として算定してあります。

なお、過去分SO_x累積換算量は、申告書の「⑤(イ)硫黄酸化物排出量」の過去分欄にプリントしてあります。

4 現在分のSO_x排出量（前年の排出量）の算定（施行規程第3条）

同一工場・事業場において、平成19年1月1日から平成19年12月31日までの間に使用したすべての燃料、原材料及び廃棄物の量等から次の方法によってSO_xの排出量を算定してください。

(1) 前年のSO_xの排出量算定の方式

SO_x排出量の算定は、次の4種類の様式を用いて行うことができます。これらの様式は電算処理しますので、必ず所定の様式（3枚複写）を用い、数字はマス目の中に、**ボールペン**ではっきり記入してください。

なお、納付義務者が電算機等で独自に様式を作成する場合は、各様式の1枚目（機構用）及び2枚目（機構用写）を機構所定の様式と同一のものとしてください。

A様式…燃料、原材料及び廃棄物（清掃工場等で焼却する廃棄物を除く。）（以下、「燃原料」という。）の使用量、密度及び含有する硫黄分から求める場合に用いる最も標準的なものです。

ただし、A様式によることができない等の場合は、次のB、C及びDの各様式を使用し、算定してください。

また、添付書類として補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類(E)（以下、「**E様式**」という。）及び排出ガス測定の結果を示す書類(b)（以下、「**b様式**」という。）があります。

B様式…燃原料の使用量及び含有する硫黄分等を正確に把握することが困難なため、排出ガスの測定によって求める方法の場合に用います。ただし、**排出ガスの測定は2か月に1回以上**とし、各回ごとに排出ガス量、硫黄酸化物濃度（以下、「SO_x濃度」という。）及び酸素濃度（以下、「O₂濃度」という。）を測定することが必要です。

なお、使用する燃原料に関する事項については、A様式と同様に記入してください。

C様式…燃原料の含有する硫黄分が製品、中間製品等に吸収・残留する場合で、装入する硫黄量と吸収・残留する硫黄量から求める場合（Sバランスによる計算）に用います。ただし、**原材料及び製品等に含有する硫黄分は、%表示で小数点以下3けた（4けた以下切捨て）まで計算**してください。月内に硫黄分の異なる原材料を使用したときは、加重平均してください。加重平均の数値は、小数点以下4けた目をJIS Z 8401（数値の丸め方）による方法又は四捨五入によって、小数点以下3けたまでとしてください。

(丸め方は、47ページを参照してください。)

なお、燃料中の硫黄分については、A様式と同様に計算してください。

D様式…清掃工場等が廃棄物を焼却する場合に用います。

なお、廃棄物等の硫黄分によって算定する場合は、A様式と同様に計算してください。

ただし、排出ガス測定によって算定する場合は、B様式に準じてください。

E様式…A、C又はD様式のa欄において「補正後の脱硫効率」欄に記入する数値の根拠を明らかにするため、排出口から大気へ排出されるSO_xの測定結果等から脱硫効率を算定する場合に用いる添付書類です。

b様式…B又はD様式のb欄を用いてSO_x量を算定するための排出ガス測定結果を明らかにするための添付書類です。

① SO_x排出量の計算式

使用する燃原料よりSO_x排出量を計算する場合の計算式は、次のとおりです。

使用する燃原料が

(イ) 液体の場合

燃原料の前年における使用量(単位:ℓ)×密度(単位:g/cm³)×含有する硫黄分の成分割合(質量比)× $\frac{22.4}{32}$

(ロ) 固体の場合

燃原料の前年における使用量(単位:kg)×含有する硫黄分の成分割合(質量比)× $\frac{22.4}{32}$

(ハ) 気体の場合

燃原料の前年における使用量(単位:温度0℃、圧力1気圧の状態に換算した容積(m³))×含有する硫黄分の成分割合(容量比)

(注1) $\left(\frac{22.4}{32} = 0.7\right)$ … 硫黄1kgが燃えたときに生ずるSO_xを0℃、1気圧(標準状態)の状態に換算したときの容積(m³)を表します。

(注2) 脱硫によって、SO_xが除去された場合

(イ)、(ロ)又は(ハ)によって算出した量から実際に除去されたSO_xの量を控除します。

② 燃原料コード

A、B、C及びD各様式でSO_xの年間排出量を算定する場合の燃原料コードは、次の燃原料コード表から該当する番号を選び、燃原料の種別のコード欄に記入してください。

燃原料コード表

液	体	燃	料	その他の液体燃料	29	コークス炉ガス	46	ゴ	ム	67													
A	重	油	01	固	体	燃	料	高	炉	ガ	ス	47	合	成	樹	脂	68						
B	重	油	03	石	炭	31	その他の気体燃料	59	石	油	か	す	69										
C	重	油	05	コ	ー	ク	ス	33	廃	棄	物	66	廃	液	71								
混	合	重	油	09	木	材	35	都	市	ご	み	61	そ	の	他	の	廃	棄	物	79			
軽		油	11	その他の固体燃料	39	汚	泥	ケ	ー	キ	62	原	材	料									
灯		油	13	気	体	燃	料	63	排	水	処	理	汚	泥	63	窯	業	・	土	石	原	料	84
ナ	フ	サ	14	都	市	ガ	ス	41	紙	く	ず	64	鉄	鋼	原	料	85						
原		油	15	天然ガス (LNG)	42	織	維	く	ず	65	非	鉄	金	属	原	料	86						
黒		液	22	液化石油ガス (LPG)	44	動	・	植	物	性	残	渣	66	そ	の	他	の	原	料	99			

(2) A様式を用いる場合の算定方法

ア 使用枚数

燃原料の種類（燃原料コード表参照）ごと、及び脱硫装置ごとに作成してください。

例えば、A重油とB重油を使用している場合は、それぞれ1枚、計2枚の用紙を用いることになります。

また、C重油を排煙脱硫装置のある施設と排煙脱硫装置のない施設で使用する場合は、それぞれ1枚、計2枚の用紙を用いることになります。

A 様式 記載例

実際に使用している燃原料の名称を記入し、その燃原料のコードを下欄コード表から選り記入してください。

この様式は燃原料の使用量、密度及び含有する硫黄分から求める最も標準的な場合に用い、燃原料の種類ごとに、脱硫装置ごとに使用し各月ごとに算出し集計してください。

分母側にこの様式の全使用枚数と分子側に何枚目（通しナンバー）であるかを記入してください。この記載例の場合は、A様式の全使用枚数が5枚で、通しナンバーは2枚目となっています。

申告書にプリントされている汚染負荷量賦課金番号を記入してください。

使用する燃原料の該当する単位を○で囲んでください。液体はℓ、固体はkg、気体はm³N又はkgで表示し、kℓやtは用いないでください。

同一燃原料を複数の施設に使用し、それらをまとめて記入する場合は、それらの施設名を記入してください。（ただし、脱硫装置が設置されている場合は、まとめて記入できません。）

少量の使用で月ごとに把握できないものは年の合計使用量とその密度、硫黄分の平均を記入してください。なお、脱硫のある場合は、月ごとに記入してください。また、白灯油、LPG等で硫黄分が0.01%未満の場合は、年間計欄だけに使用量の合計と代表的な密度及び硫黄分(0.00%)を記入し、SOx排出量の合計欄は「0.0」と記入してください（記入例は11ページ）。

(燃原料より求める場合)

平成20年度 汚染負荷量賦課金
年間排出量の算定の過程を示す書類 (A)

機 構 用

①賦課金番号 03309012

工場・事業場名 青空工業(株) 仙台工場

②No. A - 02 枚目 / 05 全枚数

③燃原料の種類 名 称 C重油 コード 05

④使用量の単位 0 kg m³N (該当する単位を○で囲んでください。)

⑤施設名 2号ボイラー

⑥脱硫の有無 1 無 (該当する数字を○で囲んでください。)

⑦使用年月 ⑧使用量 ⑨密度 ⑩含有硫黄分 ⑪補正後の脱硫効率 ⑫SOx排出量

⑦使用年月	⑧使用量	⑨密度	⑩含有硫黄分	⑪補正後の脱硫効率	⑫SOx排出量
19年 1月	44058	0.944	2.28	84.54	1026.2
2月	46132	0.944	2.25	84.54	1060.3
3月	48071	0.946	2.23	85.13	1055.5
4月	49966	0.945	2.26	85.13	1110.7
5月	50084	0.944	2.17	85.89	1013.3
6月	50103	0.940	2.22	85.89	1032.6
7月	48030	0.941	2.30	86.12	1010.0
8月	36827	0.941	2.34	86.12	787.8
9月	47812	0.940	2.34	85.78	1046.8
10月	48039	0.938	2.32	85.78	1040.6
11月	49945	0.935	2.34	85.92	1077.0
12月	50665	0.942	2.27	85.92	1067.8
年 間 計	⑬年間使用量 56973	※	※	※	⑭年間SOx排出量 12328

脱硫の有無について、その該当の項目の番号を○で囲んでください。

440588 × 0.944 × 2.28 / 100 × 22.4 / 32 × (1 - 84.54 / 100) の計算結果です。

密度は、小数点以下3けたまでの数値を記入してください。

含有硫黄分は、小数点以下2けたまでの数値を記入してください。

補正後の脱硫効率は、小数点以下3けた目を切り捨て、2けたまでの数値を記入してください。

各月の排出量を合計し、小数点以下1けたまで記入してください。なお、申告書の硫黄酸化物排出量は、各燃原料ごとに算出された、この欄の年計を最終的に合計し、小数点以下を切り捨ててください。

月別にSOx排出量を算定している場合には、※印欄の記入は不要です。

イ 燃原料の使用量

平成 19 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日までの燃原料の使用量を、種類別に各月ごとに集計してください。

なお、使用量で 1ℓ、1 kg 又は 1 m³ 未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

ウ 密 度

密度は、購入先の成績表等の数値を使用してください。ただし、自社測定値によらざるを得ない場合には、その理由、測定方法、測定者及び測定データを明記したものを添付してください。

- ① 成績表の数値は、**小数点以下 4 けた目を切り捨て、3 けたまで**としてください。

(例) 密度が 0.8368 → 0.836 (g/cm³)

- ② 月内に密度の異なる燃原料を使用したときは、各々の成績表の数値を小数点以下 3 けた (4 けた以下は切り捨てます。) までとした数値で加重平均します。**加重平均の数値は、小数点以下 4 けた目を JIS Z 8401 による方法又は四捨五入によって、小数点以下 3 けたまで**としてください。(丸め方は、47 ページを参照してください。)

$$(\text{加重平均密度}) = \frac{(\text{使用量})_1 \times (\text{密度})_1 + (\text{使用量})_2 \times (\text{密度})_2 + (\text{使用量})_3 \times (\text{密度})_3 + \cdots}{(\text{使用量})_1 + (\text{使用量})_2 + (\text{使用量})_3 + \cdots}$$

(例) A 重油を 3 種類使用した場合

A 重油	使用量	15,000 (ℓ)	密度	0.8368 (g/cm ³)
"	"	8,000 (ℓ)	"	0.8534 (g/cm ³)
"	"	20,000 (ℓ)	"	0.8656 (g/cm ³)

$$(\text{加重平均密度}) = \frac{(15,000 \times 0.836) + (8,000 \times 0.853) + (20,000 \times 0.865)}{15,000 + 8,000 + 20,000}$$
$$= 0.85265 \rightarrow 0.853 \text{ (g/cm}^3\text{)}$$

エ 硫 黄 分

硫黄分は、購入先の成績表等の数値を使用してください。ただし、自社測定値によらざるを得ない場合には、その理由、測定方法、測定者及び測定データを明記したものを添付してください。

なお、固体又は液体の燃原料は質量% (%) で、気体の燃原料は容量% (% vol) で示してください。

- ① 成績表の数値は、**小数点以下 3 けた目を切り捨て、2 けたまで**としてください。

(例) 硫黄分が 0.924% のときは

$$0.924 \rightarrow 0.92 \%$$

- ② 月内に硫黄分の異なる燃原料を使用したときは、各々の成績表の数値を小数点以下 2 けた (3 けた以下は切り捨てます。) までとした数値で加重平均します。**加重平均の数値は、小数点以下 3 けた目を JIS Z 8401 による方法又は四捨五入によって、小数点以下 2 けたまで**としてください。(丸め方は、47 ページを参照してください。)

$$(\text{加重平均硫黄分}) = \frac{(\text{使用量})_1 \times (\text{密度})_1 \times (\text{硫黄分})_1 + (\text{使用量})_2 \times (\text{密度})_2 \times (\text{硫黄分})_2 + \cdots}{(\text{使用量})_1 \times (\text{密度})_1 + (\text{使用量})_2 \times (\text{密度})_2 + \cdots}$$

(例) A重油を3種類使用した場合

A重油	使用量	15,000(ℓ)	密度	0.836(g/cm ³)	硫黄分	0.924(%)
〃	〃	8,000(ℓ)	〃	0.853(g/cm ³)	〃	0.917(%)
〃	〃	20,000(ℓ)	〃	0.865(g/cm ³)	〃	0.941(%)

$$\begin{aligned}
 (\text{加重平均硫黄分}) &= \frac{(15,000 \times 0.836 \times 0.92) + (8,000 \times 0.853 \times 0.91) + (20,000 \times 0.865 \times 0.94)}{(15,000 \times 0.836) + (8,000 \times 0.853) + (20,000 \times 0.865)} \\
 &= 0.9275 \rightarrow 0.93 (\%)
 \end{aligned}$$

③ 燃原料の硫黄分が、硫黄化合物の場合は、硫黄分に換算してください。

イ 分析値がSO₃の場合

$$\text{硫黄分}(\%) = \text{SO}_3\text{値}(\%) \times \frac{\text{S}}{\text{SO}_3} = \text{SO}_3\text{値}(\%) \times \frac{32}{80}$$

ロ 分析値がH₂Sの場合

$$\text{硫黄分}(\%) = \text{H}_2\text{S値}(\%) \times \frac{\text{S}}{\text{H}_2\text{S}} \times \frac{10}{9}^{\ast}$$

$$= \text{H}_2\text{S値}(\%) \times \frac{32}{34} \times \frac{10}{9}$$

$$\text{硫黄分}(\text{vol}) = \text{H}_2\text{S値}(\text{g/m}^3\text{N}) \times \frac{22.4}{34} \times \frac{1}{1000} \times \frac{10}{9} \times 100$$

注※ $\frac{10}{9}$ は換算係数

④ 次の廃棄物等を燃原料として使用又は焼却している場合で、硫黄分の分析データがないときは、標準的な硫黄分として次の数値を用いてください。

標準的硫黄分（燃焼性硫黄分）

分類	廃棄物等名	燃焼性硫黄分 (%)	平均的水分 (%)	分類	廃棄物等名	燃焼性硫黄分 (%)	平均的水分 (%)
紙くず	紙	0.10	8	動・植物性残渣	バガス	0.01	50
	その他	0.01	7		生皮	0.10	50
繊維くず	植物繊維	0.02	6		なめし皮	1.00	20
	合成繊維	0.02	—		羽毛	0.70	70
	絹	0.07	7	排水処理汚泥	活性汚泥 (食品系)	0.10	90
	絹毛	2.50	10		抄紙系汚泥	0.04	60
ゴム	ゴムタイヤ	1.50	—		パルプ系汚泥	0.20	70
	その他	0.80	—		油泥	0.50	80
合成樹脂	合成樹脂	0.01	—	一般廃棄物	都市ごみ	0.03	60
廃油	廃油 (密度0.880)	0.50	—		し尿汚泥ケーキ	0.04	70
	オイルタール (密度1.000)	0.20	—		下水汚泥ケーキ	0.01	80
石油かす	オイルピッチ	6.00	—	木・わら	木屑	0.04	10
					わら	0.04	10

オ 補正後の脱硫効率

① 脱硫効率とは、排煙脱硫装置、集じん装置等による脱硫及び製品等への吸収・残留による脱硫が行われるときの効率をいいます。

② 補正後の脱硫効率とは、脱硫効率を排煙脱硫装置、集じん装置等の稼働率、通気排出ガス量の割合等に乗じて補正した効率をいいます。

補正後の脱硫効率の算定には、30～40 ページを参照し、E様式で算出してください。その算出値は、%表示で小数点以下3けた目を切り捨て、2けたまでとしてください。

(3) B、C及びD様式を用いる場合の算定方法

B、C及びD様式を用いてSO_xの年間排出量を算出する場合は、算定方法が異なりますので、B、C及びD様式それぞれの裏面・排出ガスの測定に関する項及び記載例（17～28 ページ、30～46 ページ）を参照のうえ、作成してください。

(4) 具体的な計算

SO_xの月間排出量及び年間排出量を求める際は、次の点に注意してください。

○月間排出量は、小数点以下2けた目を切り捨て、1けたまでとしてください。

○燃原料の種類ごとの年間排出量は、月間排出量を積算し、小数点以下1けたまでとしてください。

○年間のSO_x総排出量は、すべての様式（A、B、C及びD様式）で算定した年間排出量を合計してください。

なお、この年間のSO_x総排出量に、1 m³N 未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

次に、最も標準的な方法であるA様式を用いた場合の計算例を記載しますので、参考にしてください。

SO_x排出量の算定

SO_x排出量の算定に当たっては、次に示す計算例及び様式裏面の記入上の注意等を参照してください。

〔例1〕液体燃料使用の場合

燃料がA重油で、月間使用量292,280ℓ、密度0.845 g/cm³、硫黄分0.86%の場合

〔算定式〕 SO_x排出量(m³N/月)

$$\begin{aligned} &= \text{使用量}(\ell) \times \text{密度}(\text{g/cm}^3) \times \frac{\text{硫黄分}(\%)}{100} \times \frac{22.4}{32} \\ &= 292,280 \times 0.845 \times \frac{0.86}{100} \times \frac{22.4}{32} = 1,486.79 \text{ m}^3\text{N/月} \end{aligned}$$

〔例2〕液体燃料使用で脱硫のある場合

燃料がC重油で、月間使用量 440,588ℓ、加重平均密度 0.944 g/cm³、加重平均硫黄分 2.28%、補正後の脱硫効率 84.54%の場合

〔算定式〕 SO_x排出量(m³N/月)

$$\begin{aligned} &= \text{脱硫しないときのSO}_x\text{排出量} \times \left\{ 1 - \frac{\text{補正後の脱硫効率}(\%)}{100} \right\} \\ &= 440,588 \times 0.944 \times \frac{2.28}{100} \times \frac{22.4}{32} \times \left(1 - \frac{84.54}{100} \right) = 1,026.23 \text{ m}^3\text{N/月} \end{aligned}$$

〔例 3〕 固体燃料使用の場合

燃料が石炭で、月間使用量322,751kg、硫黄分0.35%の場合

〔算定式〕 SO_x排出量(m³N/月)

$$= \text{使用量(kg)} \times \frac{\text{硫黄分(\%)}}{100} \times \frac{22.4}{32}$$

$$= 322,751 \times \frac{0.35}{100} \times \frac{22.4}{32} = 790.73 \text{ m}^3\text{N/月}$$

〔例 4〕 年間のSO_x総排出量の計算

前年における燃原料の種類ごとの年間のSO_x排出量が次の場合

A重油：12,068.9 m³N/年、C重油：12,328.6 m³N/年、石炭：6,781.1 m³N/年

年間のSO_x総排出量は、次のとおり31,178.6 m³N/年になりますが、申告書に記載する場合は、小数点以下を切り捨て、31,178 m³N/年としてください。

燃 料 種 別	年間SO _x 排出量
A 重 油	12,068.9 m ³ N/年
C 重 油	12,328.6 m ³ N/年
石 炭	6,781.1 m ³ N/年
合 計	31,178.6 m ³ N/年

申告書⑤(イ)硫黄酸化物排出量の下欄
(前年の排出量)に記入

(5) 燃原料の硫黄分が「0.01%未満」の場合の記載例

(燃原料より求める場合)

平成20年度 汚染負荷量賦課金
年間排出量の算定の過程を示す書類 (A)

①賦課金番号 工場・事業場名 ②No.

0033009012 青空工業(株) 仙台工場 A - 03 枚目
015 全枚数

③燃原料の種類 名 称 コード
灯油 13

④使用量の単位 ① kg m³N (該当する単位を○で囲んでください。)

⑥脱硫の有無 (該当する数字を○で囲んでください。)

① 無

2 排 煙 脱 硫
3 集 じん 等 脱 硫
4 製 品 等 脱 硫

⑤施設名 浴場ボイラー

⑦使用年月	⑧使 用 量	⑨密 度	⑩含有硫黄分	⑪補正後の 脱硫効率	⑫SO _x 排 出 量
19年		g/cm ³	%	%	m ³ N
1 月					
2 月					
3 月					
4 月					
5 月					
6 月					
7 月					
8 月					
9 月					
10 月					
11 月					
12 月					
年 間 計	⑬年間使用量	※	※	※	⑭年間SO _x 排出量 m ³ N
	10000	0.795	0.00		0.0

年間に使用した燃原料の
総計を記入してください。

液体の場合、代表的な密
度を記入してください。

S 分は「0.00」と記入
してください。

年間SO_x排出量は「0.0」と
記入してください。

5 申告と納付の方法（法第 55 条第 1 項、第 56 条、施行規程第 5 条）

汚染負荷量賦課金は、国の税金（法人税等）と同様、納付義務者が自主的に申告・納付することになっています。従って、納付義務者は、汚染負荷量賦課金の額を計算し、工場・事業場ごとに申告書を作成のうえ、**年度の初日から 45 日以内**に申告し、汚染負荷量賦課金を納付しなければなりません。

平成 20 年度の汚染負荷量賦課金については、**平成20年5月30 日まで**に、申告・納付してください。

(1) 申告書の提出先

申告書の下部余白に委託商工会議所名がプリントしてある場合は、その商工会議所へ、それ以外は直接機構へ提出してください。（委託商工会議所名は、51 ページに記載してあります。）

(2) 汚染負荷量賦課金の納付

汚染負荷量賦課金は、**所定の納付書**によって金融機関の本店・支店又は機構の窓口で納付してください。

なお、所定の納付書を用いて取扱金融機関で納付する場合の手数料は、不要です。

法律によって、10万円以上を現金で金融機関の窓口で納付する場合、会社及び担当者の本人確認が必要になります。

(3) 延納（4 期に分けて納付）について

汚染負荷量賦課金額が**30万円以上**である納付義務者は、延納することができます。延納する場合の納付期限は、以下のとおりです。

第 1 期	平成20年 5 月30日	全期・第 1 期分の納付書は、 申告書と一緒に送付 しています。 第 2 期分以降については、 機構から各納付期限の約 1 か月前に各工場・事業場へ送付 します。
第 2 期	平成20年 8 月15日	
第 3 期	平成20年11月17日	
第 4 期	平成21年 2 月16日	

取 扱 金 融 機 関

各都市銀行

みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行
埼玉りそな銀行

各地方銀行

青森銀行、秋田銀行、足利銀行、阿波銀行、池田銀行、伊予銀行、岩手銀行、大分銀行、大垣共立銀行
沖縄銀行、鹿児島銀行、関東つくば銀行、紀陽銀行、京都銀行、近畿大阪銀行、群馬銀行、佐賀銀行
山陰合同銀行、滋賀銀行、四国銀行、静岡銀行、七十七銀行、清水銀行、十八銀行、十六銀行、
荘内銀行、常陽銀行、親和銀行、スルガ銀行、泉州銀行、第四銀行、但馬銀行、筑邦銀行、千葉銀行、
千葉興業銀行、中国銀行、東京都民銀行、東邦銀行、東北銀行、鳥取銀行、富山銀行、南都銀行、
西日本シティ銀行、八十二銀行、肥後銀行、百五銀行、百十四銀行、広島銀行、福井銀行、福岡銀行、
北越銀行、北都銀行、北陸銀行、北海道銀行、北國銀行、三重銀行、みちのく銀行、宮崎銀行、
武蔵野銀行、山形銀行、山口銀行、山梨中央銀行、横浜銀行、琉球銀行

商工組合中央金庫

北洋銀行

納付書記載例

納付書は3枚1組となっています。赤太線で囲んだ欄を記入し3枚とも取扱金融機関へ提出してください。

住所・氏名等については機構でプリントしていますが、誤りがありましたら訂正してください。

独立行政法人環境再生保全機構		汚染負荷量賦課金 納付書・領収証書					
住所 983-0001 宮城県仙台市宮城野区港1-2-3	収 納 機 関	収 納 区 分	納付義務者番号	工場・事業場番号	C・D	下記の納付額を領収しました。 (領収年月日、領収者名及び領収印)又は(領収者名の表示のある領収日付印)	
	1	1 0	0 3 3 0 9	0 1	2		
	納 付 期 限	平成 20 年 5 月 1 5 日					
	受 取 人	独立行政法人環境再生保全機構					
	納 付 目 的	平成 20 年度 汚 染 負 荷 量 賦 課 金					
氏名 青空工業 株式会社 仙台工場 殿	納 付 区 分	全 期 ・ 第 1 期					
	複数事業所分をまとめて納付	する ・ ☒ しない 「する」の場合には3枚目裏面に必ずその事業所名等をご記入ください。					
	納 付 額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 ¥ 9 8 0 9 0 0					
納 付 場 所 独立行政法人環境再生保全機構又は下記の取扱金融機関の本支店 各都市銀行 各地方銀行 商工組合中央金庫 北洋銀行	なお、裏面取扱金融機関の本支店で納付する場合は、手数料は不要です。						
	(取扱店→納付義務者)						

申告書(イ)「全期又は第1期」の金額と同額であることを確認してください。

● 延納しない場合は、「全期」を○で囲んでください。

● 延納する場合は、「第1期」と記入してください。

● ¥マークは忘れずに記入してください。

- 複数事業所分をまとめて納付「する」に○をつけた場合には、
 - ① 納付書の3枚目裏面に各工場・事業場の納付額の明細を必ず下記のようにご記入ください。
 - ② 申告書は、まとめて納付した場合でも、工場・事業場ごとに管轄の委託商工会議所(51ページ参照)へ提出してください。

納付書裏面記載例

複数事業所分をまとめて納付する場合の納付内訳									
収納機関	収納区分	納付義務者番号	工場・事業場番号	C・D	工場名又は事業場名	所在地	納 付 額 (円)		
1	1 0	0 7 3 0 5	0 1	5	本 社 工 場	日 野 区 市 部	5	5	0 9 0 0
1	1 0	0 7 3 0 5	0 2	3	関 東 工 場	深 谷 区 市 部	8	4	7 8 0 0
1	1 0	0 7 3 0 5	0 3	4	東 海 工 場	名 古 屋 区 市 部	1	7	8 7 8 0 0
1	1 0					区 市 部			0 0
1	1 0					区 市 部			0 0
1	1 0					区 市 部			0 0
1	1 0					区 市 部			0 0
1	1 0					区 市 部			0 0
1	1 0					区 市 部			0 0
1	1 0					区 市 部			0 0
合 計							¥	3	1 8 6 5 0 0

この額は、納付書表面の納付額と同じになります。

1枚で書ききれない場合は、それぞれの内訳表に通しナンバーを記入してください。

注* 合計は、表面の納付額と必ず一致させてください。
備考1 1枚に書ききれない場合には、この用紙をコピーするか、別途、上記様式に準じた内訳書を作成して、残りの事業所分を記載し、添付してください。
2 必ず「下敷」を利用し記入してください。

6 申告書に添付すべき書類（法第55条第2項、施行規程第6条）

汚染負荷量賦課金申告書の提出に当たっては、平成19年1月1日から平成19年12月31日までのSOxの排出量を証する次の(1)から(5)までの書類等を添付していただくことになっています。

また、申告書の審査において、必要がある場合には、機構から文書又は電話で同書類作成の基礎となった原始帳票等の提出を求めることがあります。

(1) SOxの年間排出量の算定の過程を示す書類

所定の様式（A、B、C及びD様式）によって作成してください。

なお、納付義務者が電算機等で独自に様式を作成する場合は、各様式の1枚目（機構用）及び2枚目（機構用写）を機構所定の様式と同一のものとしてください。

(2) 燃原料の使用量、密度及び硫黄分を明らかにする書類

① 購入先の成績表等による場合

月内に密度及び硫黄分の異なる燃原料を使用し加重平均を要する場合は、作成例（15ページ）を参照して「燃原料の使用量、密度及び硫黄分を明らかにする一覧表」を作成し添付してください。

なお、加重平均を要さない場合は、前記一覧表の添付は必要ありません。

② 自社測定値による場合

密度及び硫黄分の数値が、自社測定値によらざるを得ない場合は、その理由、測定方法、測定者及び測定データを明記したものを一覧表と併せて添付してください。

(3) 脱硫によって除去されるSOxがある場合は、「補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類（E様式）」（30～40ページ参照）を添付してください。

(4) 排出ガス測定によってSOxの排出量を求める場合は、「排出ガス測定の結果を示す書類（b様式）」（30～31、41～46ページ参照）を添付してください。

(5) E様式及びb様式によることができない場合は、それらの算定過程及び測定結果を明らかにする書類を添付してください。

なお、汚染負荷量賦課金を納付したことを示す書類は、添付の必要がありません。

〔備考〕

使用様式ごとの添付書類早見表

使 様 式	使用 量、密度及び硫 黄分の一覧表	E 様 式		b 様 式	そ の 他
		脱 硫 あ り	脱 硫 な し		
A 様 式	※1 △	○	×	×	密度、硫黄分が自社測定値の場合は、理由、測定データ等を明記した書類
B 様 式	×	×	×	○	
C 様 式	○	※3 ○	×	×	密度、硫黄分が自社測定値の場合は、理由、測定データ等を明記した書類
D様式	a 欄	○	×	×	
	b 欄	×	×	○	

注※1 月内に密度及び硫黄分の異なる燃原料を使用し、加重平均を要する場合に一覧表の添付が必要です。

※2 D様式を使用した場合は、助燃剤について加重平均を要する場合に一覧表の添付が必要です。

※3 製品脱硫だけの場合不要です。

燃原料の使用量、密度及び硫黄分を明らかにする一覧表

【例】 加重平均によって密度及び硫黄分の数値を求める場合（燃原料：C重油）

月	メーカー	使用量 (又は購入量) A (ℓ)	密度 B (g/cm ³)	硫黄分 C (%)	A × B	A × B × C	加 重 平 均 値	
							密度 (g/cm ³)	硫黄分 (%)
1	A 社 (前月繰越)	79,628	0.943	2.29	75,089.204	171,954.27716	0.94391 ↓ ※2 0.944 $\frac{\Sigma(A \times B)}{\Sigma A}$	2.28294 ↓ ※3 2.28 $\frac{\Sigma(A \times B \times C)}{\Sigma(A \times B)}$
	B 社	110,000	0.942	2.26	103,620	234,181.2		
	C 社	130,000	0.946	2.31	122,980	284,083.8		
	D 社	120,960	0.944	2.27	114,186.24	259,202.7648		
	合 計	ΣA ※1 440,588			$\Sigma(A \times B)$ 415,875.444	$\Sigma(A \times B \times C)$ 949,422.04196		
2	D 社 (前月繰越)	29,040	0.944	2.27				

注※1の数値は、A様式の「⑧使用量」の「1月」欄に記入してください。

※2の数値は、A様式の「⑨密度」の「1月」欄に記入してください。

※3の数値は、A様式の「⑩含有硫黄分」の「1月」欄に記入してください。

この例は、先入先出の考え方によって作成したものです。

7 申告等に関連する諸届出

届出書には、「代理人選任・解任届出書」と「名称等変更届出書」の2種類があります。該当する事項に変更等が生じたときは、届出書1部を速やかに機構又は委託商工会議所に提出してください。

なお、届出書の書式を本手引の巻末につけてありますので、コピーしてお使いください。

また、これらの届出書は賦課金ホームページ（汚染負荷量賦課金申告のご案内）にも掲載しておりますので、必要な届出書をダウンロードし、記入事項を入力の上、プリントアウトすることもできます。

8 申告後に誤りを訂正する場合

(1) 汚染負荷量賦課金額等の訂正

新たに申告書を作成し、正当額の上段に誤った額及びSO_x排出量を（ ）書きし、申告書の右肩に「修正分」と朱書きしたうえ、速やかに機構又は委託商工会議所へ提出してください。

なお、この場合には、機構へ事前にご連絡ください。

修正分の申告書及び納付書を作成するときは、記載例（48～49ページ）を参照してください。

(2) その他の訂正等

上記(1)以外の訂正又は申告額を誤って納付した場合は、機構又は委託商工会議所へご連絡ください。

9 強制徴収・罰則・書類の保存義務等

汚染負荷量賦課金の申告・納付に当たっては、法律に以下のことが定められておりますので十分ご注意ください。

- (1) 所定の期限までに申告書の提出がなかった場合は、機構が汚染負荷量賦課金の額を決定し、ばい煙発生施設設置者に通知することになっています。(法第55条第3項)
- (2) 申告した汚染負荷量賦課金額に不足額があって、修正申告しなかった場合は、その額を追徴されます。(法第55条第4項)
- (3) 汚染負荷量賦課金を納付期限までにその全額を納めなかった場合は、国税滞納処分の例によって強制徴収（差押等）されます。(法第57条)
- (4) 機構から諸資料の提出を求められ、これに従わなかった場合や、偽りの記載をした資料を提出した場合は20万円以下の罰金を科せられることがあります。(法第146条)
- (5) **汚染負荷量賦課金に関する書類は、その完結の日から5年間保存しておいてください。(施行規程第19条)**

なお、当該書類は、電磁的方法でも保存することができます。(施行規程第19条の2)

- (6) 法の施行のため必要がある場合は、環境大臣がばい煙発生施設設置者に対し報告を求めたり、担当官が立入検査を行うことがあります。(法第141条)

10 その他

- (1) 申告・納付等について、不明な点がありましたら、補償業務部又は大阪支部にお問い合わせください。

補 償 業 務 部	大 阪 支 部
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー8F TEL (ダイヤルイン) ①申告手続等に関する一般事項の照会 業務課 044-520-9544 ②申告等賦課金算定に関する事項の照会 調査課 044-520-9549 ③汚染負荷量賦課金の納付に関する事項の照会 管理徴収課 044-520-9553 FAX 044-520-2133 Eメール h-gyoumu@erca.go.jp	〒530-0002 大阪府大阪市北区曽根崎新地1-1-49 梅田滋賀ビル4F TEL 06-6342-0780 FAX 06-6342-0260 Eメール osaka@erca.go.jp
URL ① 汚染負荷量賦課金申告に関する情報 http://www.erca.go.jp/fukakin/ ② 機構業務案内等に関する情報 http://www.erca.go.jp/	

なお、51ページの表の網掛け府県に属する工場・事業場については、大阪支部にお問い合わせください。

- (2) 提出された書類に不備がある場合、その他必要がある場合は、機構から文書又は電話で書類の提出を求めることがあります。
- (3) 申告・納付指導等のため、機構職員が各工場・事業場にお伺いすることがあります。
- (4) オンラインによる申告・届出の手続

インターネットを利用したオンラインによって、申告（以下、「オンライン申告」という。）及び「**名称等変更届出**」を行うことができますので活用してください。

なお、オンライン申告及び名称等変更届出を行うためには、事前に「**電子申告等届出書（兼代理人選任・解任届出書）**」を機構に郵送していただくことになります（オンライン申告ですでに事前登録をしている場合を除く。）ので、ご注意ください。

また、申告等の手続きの詳細は、別冊「FD申告・オンライン申告マニュアル」で紹介しておりますので、ご参照ください。

参考

1 B様式、C様式及びD様式の記載例

(1) B様式を用いる場合の算定方法

B様式記載例

平成20年度 汚染負荷量賦課金
年間排出量の算定の過程を示す書類 (B)

①賦課金番号 00233010 工場・事業場名 (株) 白神製紙 秋田工場 ②No. B-01枚目 05全枚数

④脱硫の有無 (該当する数字を○で囲んでください。)

1	無
2	排煙脱硫
③	集じん等脱硫
④	製品等脱硫

申告書にプリントされている汚染負荷量賦課金番号を記入してください。

分母側にこの様式の全使用枚数と分子側に何枚目(通しナンバー)であるかを記入してください。この記載例の場合は、B様式の全使用枚数が5枚で、通しナンバーは1枚目となっています。

③施設名 1号 黒液回収ボイラー

⑤年月	⑥燃原料の別 名称コード	⑦使用量	⑧密度 単位	⑨含有硫黄分 g/cm ³ %	⑩補正排出ガス量 m ³ N/h	⑪補正SO _x 濃度 ppm	⑫稼働時間 h	⑬SO _x 排出量 m ³ N
19年	黒液 22	8805986	kg	1.56	68480	156	720	7691.6
1月	黒液 22	8229158	kg	1.56	71620	166	72	7989.3
2月	黒液 22	9700905	kg	1.56	75640	160	744	9004.1
3月	黒液 22	10142076	kg	1.56	80890	154	720	8969.0
4月	黒液 22	9873966	kg	1.56	78420	162	744	9451.8
5月	黒液 22	9694124	kg	1.56	78170	173	720	9736.8
6月	黒液 22	6830541	kg	1.56	75580	158	521	6221.5
7月	黒液 22	2924849	kg	1.56	77500	147	223	2540.5
8月	黒液 22	10019408	kg	1.56	79910	168	720	9665.9
9月	黒液 22	10124518	kg	1.56	78450	153	744	8930.1
10月	黒液 22	10273651	kg	1.56	81940	173	720	10206.4
11月	黒液 22	8349475	kg	1.56	72660	154	679	7957.7
12月	黒液 22	104968657	kg	1.56	980047			
年間計	黒液 22	104968657	kg	1.56	980047			

脱硫の有無についてその該当の項目の番号を○で囲んでください。

b様式で算定した補正排出ガス量を記入してください。

b様式で算定した補正SO_x濃度を記入してください。

1か月間に稼働した時間数を記入してください。

各月の排出量は、小数点以下2けた目を切り捨て、1けたまでを記入してください。

各月の排出量を合計し、小数点以下1けたまでを記入してください。なお、申告書の硫黄酸化物排出量は、各燃原料ごとに算出されたこの欄の年計を最終的に合計し、小数点以下を切り捨ててください。

(「事業者用」裏面の注意をよく読んで記入してください。)

〔記入上の注意〕

- ㊦ このB様式は、燃原料の使用量及び含有する硫黄分等を正確に把握することが困難なため、排出ガス測定によって SO_x 排出量を算定する場合に用いてください。ただし、このB様式によって算定するときは、排出ガス量、O₂濃度、SO_x濃度等の実測値が2か月に1回（年6回）以上の測定によって明らかになっていることが必要です。

なお、使用した燃原料の使用量、密度、含有硫黄分等の欄についても、各月ごとに記入してください。

- ㊦ このB様式を用いた場合の測定値を明らかにする書類として「排出ガス測定の結果を示す書類(b)」様式を作成し、添付してください。

① 汚染負荷量賦課金番号、工場・事業場名

申告書にプリントされている汚染負荷量賦課金番号及び工場・事業場（会社名等も併せて）の名称を記入してください。

② No.

この様式を複数部使用する場合は、それぞれに通しナンバーを付してください。

例：B様式2部のとき

$$B - \frac{\boxed{01}}{\boxed{02}} \quad B - \frac{\boxed{02}}{\boxed{02}}$$

③ 施設名

排出ガス測定の対象となる全ての施設名を記入してください。

④ 脱硫の有無

③欄に記入した施設に、脱硫装置が「無」、又は「排煙脱硫」、「集じん等脱硫」若しくは「製品等脱硫」のいずれか該当する項目の番号を○で囲んでください。

備考1. ダスト等に残留する硫黄分によって脱硫効果がある場合は、「集じん等脱硫」となります。

2. 「製品等脱硫」には、中間製品が含まれます。

⑤ 年月

平成19年1月1日から平成19年12月31日までのSO_x量は、月別に算定してください。

⑥ 燃原料の種別

実際に使用している燃原料の名称を記入してください。また、コード欄には、「燃原料コード表」（6ページ参照）のなかから該当するコード番号を選んで記入してください。

なお、3種類以上の燃原料を使用する施設については、年間を通してSO_xを排出する主たる燃原料を2種類選んで各月ごとに記入してください。

⑦ 使用量

⑥欄の燃原料の使用量を月別に記入してください。単位は、ℓ、kg、又は m^3N のいずれかを○で囲ってください。

⑧ 密度及び⑨含有硫黄分

成績表等の数値によることとします。

成績表等の数値は、密度については小数点以下4けた目を切り捨て、3けたまでとしてください。含有硫黄分については、小数点以下3けた目を切り捨て、2けたまでとしてください。

月内に成分割合の異なる燃料を使用したときは、上記の数値で加重平均し、密度については、小数点以下4けた目を JIS Z 8401 による方法又は四捨五入によって、小数点以下3けたとしてください。含有硫黄分については、小数点以下3けた目を JIS Z 8401 による方法又は四捨五入によって、小数点以下2けたとしてください（密度及び硫黄分の加重平均の算出方法と計算例及び丸め方については8～9ページ、47ページ参照）。

なお、含有硫黄分の単位は、液体(ℓ)及び固体(kg)は質量%(%)、気体(m^3N)は容量%(%(vol))です。

⑩ 補正排出ガス量

「排出ガス測定の結果を示す書類(b)」(b様式)中の4. ⑮の数値を記入してください。

⑪ 補正 SO_x 濃度

同上 b 様式中の4. ⑧の数値を記入してください。

⑫ 稼働時間

当該施設が1か月間に稼働していた時間（1時間未満は切捨て）を記入してください。

⑬ SO_x 排出量

次の算式によって算出し、小数点以下1けたまで記入、2けた以下は切り捨ててください。

$$\text{SO}_x \text{ 排出量 } (\text{m}^3\text{N}) = \text{補正排出ガス量 } (\text{m}^3\text{N/h}) \times \text{補正 } \text{SO}_x \text{ 濃度 } (\text{ppm}) \times 10^{-6} \times \text{稼働時間 } (\text{h})$$

⑭ 年間使用量

1月～12月の月別使用量の合計値を記入してください。

⑮ 年間 SO_x 排出量

月別に算出した SO_x 排出量の合計値を記入してください。

《 メ モ 》

(2) C様式を用いる場合の算定方法

C 様式 記載例

6ページの燃原料のコード表より記入してください。

申告書にプリントされている汚染負荷量賦課金番号を記入してください。

この様式は、装入する燃原料中の硫黄分が製品等に吸収される場合に用いてください。
なお、この様式は原則として施設単位で作成してください。

算定の対象となる施設名称を記入してください。

この欄は、排煙脱硫と集じん等脱硫を行っている場合だけ記入してください。

平成20年度 汚染負荷量賦課金

年間排出量の算定の過程を示す種類(C)

③No. $\frac{[0.1]}{C-[1]-[0.4]}$

機 構 用

④脱硫の有無
(該当する数字を○で囲んでください。)

1	排 煙 脱 硫
2	集 じ ん 等 脱 硫

%表示で小数点以下3けたまで記入してください。

原料の硫黄分は小数点以下3けたまで記入してください。

燃料の密度・硫黄分はA様式に準じてそれぞれ小数点以下3けた、2けたまで記入してください。

各月の排出量は、小数点以下2けた目を切り捨て、1けたまでを記入してください。

月ごとの区別を明確にしてください。例えば、太線をえられるか1行あけて、次の月入るものを記入してください。

各月の排出量を合計し、小数点以下1けたまで記入してください。なお、申告書の硫黄酸化物排出量は、各燃原料ごとに算出されたこの欄の年計を最終的に合計し、小数点以下を切り捨ててください。

Sバランスで計算し施設単位の小計を合計し、様式の最下欄に年間計として記入してください。なお、別のSバランスで計算したものは、様式をかえて記入してください。

小計欄は各月ごと必ず設けてください。

①賦課金番号

工場・事業場名

②施設名 1号セメント焼成キルン

(株) 堅井セメント 小諸工場

⑤年月	⑥燃原料の 名 称	⑦装 入 量	⑧密 度	⑨含有硫黄分	⑩硫黄量(1)	⑪製品等 名 称	⑫産 出 量	⑬含有硫黄分	⑭硫黄量(2)	⑮補正後の 脱硫効率	⑯SOx排出量
19年	石灰石	164026891	1.1	10.006	9841	クリンカー	125701633	10.240	301683	1.1	1.1
1月	粘土	27991830	1.1	10.444	124283						
	珪石	8109766	1.1	10.000	0						
	鉄原料	4708905	1.1	10.328	15445						
	C重油	12067356	0.944	12.39	272258						
小計					421827				301683		841008
2月	石灰石	131050702	1.1	10.008	10484	クリンカー	100661823	10.263	264740	1.1	1.1
	粘土	224115849	1.1	10.564	126425						
	珪石	6494298	1.1	10.000	0						
	鉄原料	3770889	1.1	10.312	11765						
	C重油	9663535	0.947	12.44	223293						
小計					371967				264740		750589
年間計					4795887				3566423		8606248

〔記入上の注意〕

- ◎ この様式は、燃原料の含有する硫黄分が、製品や中間製品等に吸収・残留する場合で、装入する硫黄量(1)と吸収・残留する硫黄量(2)から求める方法（Sバランスによる計算）の場合に用いてください。

なお、この様式は、原則として施設単位で作成してください。

- ① 汚染負荷量賦課金番号、工場・事業場名

申告書にプリントされている汚染負荷量賦課金番号及び工場・事業場（会社名等も併せて）の名称を記入してください。

- ② 施設名

この様式で算定の対象となった施設の名称を記入してください。

- ③ No.

この様式の通しナンバーは、次のように記入してください。

施設の通しナンバー

C - $\begin{array}{|c|} \hline 1 \\ \hline \end{array}$ - $\begin{array}{|c|c|} \hline 0 & 1 \\ \hline \end{array}$ ← 施設単位の通しナンバー

$\begin{array}{|c|c|} \hline 0 & 4 \\ \hline \end{array}$ ← 施設単位の合計枚数

- #### ④ 脱硫の種類

製品等脱硫の他に排煙脱硫又は集じん等脱硫のある施設の場合は、該当する番号を○で囲んでください。ただし、製品等脱硫だけの場合は、この欄は、記入する必要はありません。

- ⑤ 年月

SOx 排出量の算定は、必ず月別に小計欄を設け、月別の硫黄量(1)及び硫黄量(2)を求め、この値から月別の SOx 排出量を算定してください。

なお、月の途中で次の様式にまたがって記入しても差し支えありません。

〔硫黄量(1)の算定〕

- ⑥ 燃原料の種別

名称欄には、実際に使用した燃原料の具体的な名称を記入してください（例：セメント原料の場合は、石灰石、粘土、鉾さい等）。

また、コード欄には、「燃原料コード表」（6 ページ参照）から該当する番号を記入してください（例：前記のセメント原料は、窯業・土石原料として取扱い、コードは全て 84 となります）。

- ⑦ 装入量

⑥欄に記入した燃原料のそれぞれの装入量（使用量）を月別に整理して記入してください。

単位は、 ℓ 、 kg 又は m^3N のいずれか一つを○で囲んでください。

⑧ 密度及び⑨ 含有硫黄分

原材料の含有硫黄分については、月内の分析値が一つの場合は、小数点以下4けた目を切り捨て、3けたまでとします。月内の分析値が複数ある場合は、各々小数点以下3けたまで（4けた目以下切捨て）の値の平均値とし、小数点以下4けた目を JIS Z 8401 による方法又は四捨五入によって、小数点以下3けたとしてください。硫黄化合物の分析値については、硫黄分(%)に表示できるよう換算してください。

$$\begin{aligned} \text{[例] a. 分析値が SO}_3 \text{ の場合} \cdots \text{硫黄分}(\%) &= \text{SO}_3 \text{ 値}(\%) \times \frac{\text{S}}{\text{SO}_3} \\ &= \text{SO}_3 \text{ 値}(\%) \times \frac{32}{80} \\ \text{b. 分析値が H}_2\text{S の場合} \cdots \text{硫黄分}(\%) &= \text{H}_2\text{S 値}(\%) \times \frac{\text{S}}{\text{H}_2\text{S}} \times \frac{10^{**}}{9} \\ &= \text{H}_2\text{S 値}(\%) \times \frac{32}{34} \times \frac{10}{9} \end{aligned}$$

注※ $\frac{10}{9}$ は換算係数

燃料については、成績表等の数値によることにします。

成績表等の数値は、密度については小数点以下4けた目を切り捨て、3けたまでとします。含有硫黄分については、%表示で小数点以下3けた目を切り捨て、2けたまでとしてください。

月内に成分割合の異なる燃料を使用したときは、上記の数値で加重平均し、密度については小数点以下4けた目を JIS Z 8401 による方法又は四捨五入によって、小数点以下3けたとしてください。含有硫黄分については、小数点以下3けた目を JIS Z 8401 による方法又は四捨五入によって小数点以下2けたとしてください（密度及び硫黄分の加重平均の算出方法と計算例及び丸め方については、8～9 ページ、47 ページ参照）。

⑩ 硫黄量(1) (kg)

次の式によって算出してください。

a. 固体燃原料の場合

$$\text{硫黄量(1) (kg)} = \text{装入量(kg)} \times \frac{\text{含有硫黄分}(\%)}{100}$$

b. 液体燃原料の場合

$$\text{硫黄量(1) (kg)} = \text{装入量(ℓ)} \times \text{密度(g/cm}^3\text{)} \times \frac{\text{含有硫黄分}(\%)}{100}$$

c. 気体燃原料の場合

$$\text{硫黄量(1) (kg)} = \text{装入量(m}^3\text{N)} \times \frac{\text{含有硫黄分}(\% \text{ (vol)})}{100} \times \frac{32}{22.4}$$

〔硫黄量(2)の算定〕

⑪ 製品等の種別

燃原料の含有する硫黄分が吸収・残留する製品又は中間製品等（例：鑄鉄、セメントクリンカー、ガラス、スラグ等）の名称を具体的に記入してください。

⑫ 産出量

製品等のそれぞれの産出量を月別に整理して記入してください（単位：kg）。

なお、産出量の把握は、装入量の把握方法とバランスのとれた方法で行ってください。

⑬ 含有硫黄分

⑨欄と同様に記入してください。

⑭ 硫黄量(2) (kg)

次の式によって算出してください。

$$\text{硫黄量(2) (kg)} = \text{産出量(kg)} \times \frac{\text{含有硫黄分(\%)}}{100}$$

⑮ 補正後の脱硫効率

排煙脱硫又は集じん等脱硫のある場合（④欄の1又は2を○で囲んだ場合）は、「補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類(E)」(E様式)を作成し、E様式中の2.(4)⑦の数値を記入してください。

なお、この欄には、製品等脱硫効率 $\left(\frac{\text{硫黄量(2)}}{\text{硫黄量(1)}} \times 100\right)$ を記入する必要はありません。

〔SO_x排出量の算定〕

⑯ SO_x排出量

月別に求めた「硫黄量(1)」及び「硫黄量(2)」の値から次の式によって算出し、小計欄に小数点以下1けたまで記入してください(2けた以下は切捨て)。

イ. 製品等脱硫の場合

$$\text{SO}_x \text{ 排出量(m}^3\text{N)} = [\text{硫黄量(1)} - \text{硫黄量(2)}] \times \frac{22.4}{32}$$

ロ. 排煙又は集じん等脱硫のある場合

$$\text{SO}_x \text{ 排出量(m}^3\text{N)} = [\text{硫黄量(1)} - \text{硫黄量(2)}] \times \left[1 - \frac{\text{補正後の脱硫効率(\%)}}{100}\right] \times \frac{22.4}{32}$$

※ 年間SO_x排出量：最終月の小計欄の下（その様式の最下行）に年間計欄を設け、月別に算出した「硫黄量(1)」と「硫黄量(2)」の合計値及び「SO_x排出量」の合計値を記入してください。

(3) D様式を用いる場合の算定方法

この様式は、廃棄物を焼却する焼却炉を設置している清掃工場等において用いてください。

申告書にプリントされている汚染負荷量賦課金番号を記入してください。

D 様 式 記 載 例

平成20年度 汚染負荷量賦課金 年間排出量の算定の過程を示す書類 (D)

①賦課金番号

工場・事業場名

060411010

大手町 西焼却場

②No.

D - 01
02

③脱硫の有無

(該当する数字を○で囲んでください)

1	無
2	排煙脱硫
3	製品等脱硫

分母側にこの様式の全使用枚数と分子側に何枚目(通しナンバー)であるかを記入してください。この記載例の場合は、D様式の全使用枚数が2枚で、通しナンバーは1枚目となっています。

小数点以下2けた目を切り捨て1けたまで記入してください。

種 別	⑤ 焼却年月	⑥ 焼却量	⑦ 密 度	⑧ 含有硫黄分	⑨ 補 正 後 の 脱 硫 効 率	⑩ SOx 排 出 量
④ 助燃剤等	19年 1月～12月	144618	0.879	0.92		818.6
⑪ 廃棄物の種類	19年 1月	1176000				
	2月	1040000				
	3月	1599000				
	4月	1904000				
	5月	1119000				
	6月	1346000				
	7月	1481000				
	8月	1406000				
	9月	1378000				
	10月	1513000				
	11月	1418000				
	12月	1442000				
⑬ 年間焼却量		16822000				
⑭ 含有硫黄分				0.03		
⑮ 補正後の脱硫効率						
⑯ 年間SOx排出量						3532.6
⑰ 焼却年月	19年 1月					
	2月					
	3月					
	4月					
	5月					
	6月					
	7月					
	8月					
	9月					
	10月					
	11月					
	12月					
⑱ 年間焼却量						
⑲ 補正排出ガス量						
⑳ 補正SOx濃度						
㉑ 測定中の焼却量						
㉒ 1t当りのSOx量						
㉓ SOx排出量の合計						4351.2

密度・含有硫黄分はA様式に準じて記入してください。

廃棄物の種類を下記のものから選び、該当する番号を○で囲んでください。その他の場合は、廃棄物の名称及びコードをコード表から選び、記入してください。

脱硫装置等があり、脱硫効率がある場合には、記入してください。

廃棄物の含有硫黄分を記入してください。なお、不明な場合には手引の9ページの標準的含有硫黄分を用いてください。

排出量を合計し、小数点以下1けたまで記入してください。なお、申告書の硫黄酸化物排出量は、各燃原料ごとに算出されたこの欄の年計を最終的に合計し、小数点以下を切り捨ててください。

排出ガス測定から求める場合に用いてください。また、排出ガス測定結果はb様式に記載してください。様式の記入に当たっては、様式の裏面及び手引の30～31ページ、41～46ページを参照してください。

〔記入上の注意〕

- ◎ このD様式は、廃棄物を焼却する清掃工場等の事業場において用いてください。
- ◎ このD様式には、SO_x 排出量を算定する方法として、a.廃棄物の硫黄分より算定する場合、
b.排出ガス測定より算定する場合の二つの方法が記載してありますので、いずれか該当する欄
に記入してください。

① 汚染負荷量賦課金番号、工場・事業場名

申告書にプリントされている汚染負荷量賦課金番号及び工場・事業場名を記入してください。

② No.

この様式を複数部使用する場合は、それぞれに通しナンバーを付してください。

例：D様式2部のとき

$$D - \frac{\boxed{01} \boxed{1}}{\boxed{01} \boxed{2}} \quad D - \frac{\boxed{01} \boxed{2}}{\boxed{01} \boxed{2}}$$

③ 脱硫の有無

焼却炉に脱硫装置等が設置されているかどうか、該当する項目の番号を○で囲んでください。

1. 助燃剤からの SO_x 排出量の算定

④ 助燃剤等

廃棄物を焼却するのに助燃剤を使用している場合は、その種別（A重油、灯油、都市ガス等）
を記入してください。

コード欄には、「燃原料コード表」（6ページ参照）の中から該当するコード番号を記入し
てください。

なお、助燃剤を使用していない場合は、この欄に“不使用”と記入してください。

⑤ 焼却年月

助燃剤を焼却した年月（年間は1～12月）を記入してください。

⑥ 焼却量

⑤欄に記入した期間の焼却量を記入してください（1ℓ、1kg、1m³N 未満の端数は切捨て）。
助燃剤の単位は、ℓ、kg 又はm³N のいずれか一つを○で囲んでください。

⑦ 密度及び⑧含有硫黄分

燃料の購入先で発行した「試験成績表」等に記載されている数値を記入してください。年間に
密度・硫黄分の異なる燃料を複数回購入して焼却した場合（「試験成績表」等が複数枚ある
場合）は、密度・硫黄分の加重平均値を算出し、その値を記入してください（加重平均値の算
出方法と計算例及び丸め方については、8～9ページ、47ページ参照）。

⑨ 補正後の脱硫効率

脱硫装置のある場合は、「補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類(E)」(E様式)を作成し、E様式中の2.(4)⑦「補正後の脱硫効率」の数値を記入してください。

⑩ SO_x 排出量

次の式によって算出し、小数点以下2けた目を切り捨て、1けたまで記入してください。

液体燃料の場合

$$\text{⑩SO}_x \text{ 排出量 (m}^3\text{N/年)} = \text{⑥年間助燃剤等使用量 (ℓ)} \times \text{⑦密度 (g/cm}^3\text{)} \times \frac{\text{⑧含有硫黄分 (\%)}}{100} \times \frac{22.4}{32}$$

固体燃料の場合

$$\text{⑩SO}_x \text{ 排出量 (m}^3\text{N/年)} = \text{⑥年間助燃剤等使用量 (kg)} \times \frac{\text{⑧含有硫黄分 (\%)}}{100} \times \frac{22.4}{32}$$

気体燃料の場合

$$\text{⑩SO}_x \text{ 排出量 (m}^3\text{N/年)} = \text{⑥年間助燃剤等使用量 (m}^3\text{N)} \times \frac{\text{⑧含有硫黄分 (\%)}}{100}$$

2. 廃棄物からの SO_x 排出量の算定

⑪ 廃棄物の種類

該当する種類の番号を○で囲んでください。なお、「4. その他」の場合は、その名称を「燃原料コード表」(6ページ参照)から選び、コード番号とともに記入してください。

a. 廃棄物の硫黄分より算定する場合

⑫ 廃棄物からの SO_x 量を含有硫黄分から求める場合は、⑬～⑮の項目から算出し、⑰～⑳欄には記入しないでください。

⑬ 年間焼却量

月別に記入した焼却量の合計値を記入してください(単位: kg)。

⑭ 含有硫黄分

分析値又は測定データを用いてください。不明なときは、標準的な含有硫黄分(例: 都市ごみ=0.03%)を用いてください(9ページ参照)。

⑮ 補正後の脱硫効率

⑨欄に準じて記入してください。

⑯ 年間 SO_x 排出量

次の式によって算出し、小数点以下2けた目を切り捨て、1けたまで記入してください。

$$\text{⑯SO}_x \text{ 排出量 (m}^3\text{N/年)} = \text{⑬年間焼却量 (kg)} \times \frac{\text{⑭含有硫黄分 (\%)}}{100} \times \frac{22.4}{32}$$

b. 排出ガス測定より算定する場合

⑰ 廃棄物からの SO_x を測定によって求める場合は、排出ガス量、O₂濃度及び SO_x 濃度等の

測定値が2か月に1回（年6回）以上の測定によって明らかになっていることが必要で、⑰～⑳の項目から算出し、⑫～⑯欄には記入しないでください。また、この場合は、D様式とともに「排出ガス測定の結果を示す書類(b)」(b様式)も併せて作成してください。

⑱ 焼却年月及び⑲焼却量

各月ごとの焼却量を kg 単位（1 kg 未満の端数は切捨て）で記入してください。

㉑ 補正排出ガス量

b 様式の 4. ⑮「補正排出ガス量」の値を記入してください。

㉒ 補正 SO_x 濃度

b 様式の 4. ⑧「補正 SO_x 濃度」の値を記入してください。

㉓ 測定中の焼却量

1 時間当たりの焼却量を kg 単位（1 kg 未満の端数は切捨て）で記入してください。

㉔ 1 トン(t)当たりの SO_x 量

次の計算式で算出し、小数点以下 4 けた目を切り捨て、3 けたまで記入してください。

$$1 \text{ トン当たりの SO}_x \text{ 量 (m}^3\text{N/t)} = \frac{\text{排出ガス量 (m}^3\text{N/h)} \times \text{SO}_x \text{ 濃度 (ppm)} \times 10^{-6}}{\text{測定中の焼却量 (kg/h)}} \times 1000$$

㉕ 年間焼却量

月別焼却量(kg)の合計値を記入してください。

㉖ 平均 1 トン(t)当たりの SO_x 量

㉔の 1 トン(t)当たりの SO_x 量を算術平均した値を小数点以下 4 けた目を切り捨て、3 けたまで記入してください。

㉗ 年間 SO_x 排出量

次の式によって算出し、小数点以下 2 けた目を切り捨て、1 けたまで記入してください。

$$\text{㉗年間 SO}_x \text{ 排出量 (m}^3\text{N)} = \text{㉖平均 1 トン(t)当たりの SO}_x \text{ 量 (m}^3\text{N/t)} \times \text{㉕年間焼却量 (kg)} \times \frac{1}{1000}$$

㉘ SO_x 排出量の合計

次によって算出してください。

(a)「廃棄物の硫黄分より算定する場合」で助燃剤を使用した場合：⑩+⑯

(b) (a)で助燃剤を使用しなかった場合：⑯だけ

(c)「排出ガス測定より算定する場合」で測定時は助燃剤を使用せず、焼却始めだけ助燃剤を使用した場合：⑩+㉗

(d) (c)で常時助燃剤を使用したか、又は助燃剤を全く使用しなかった場合：㉗だけ

《 ㄨ ㄣ 》

2 E様式及びb様式の記載方法並びに排出ガスの測定的一般事項

(1) 排出ガスの測定について（E様式及びb様式共通）

排出ガス中のSO_x濃度、O₂濃度及び排出ガス量の測定については、次の事項に注意してください。30～46ページに記載されている排出ガス量は、すべて乾き排出ガス量をいいます。

① 排出ガス中のSO_x濃度の測定

イ 測定値の取扱い

（イ） 原則として複数回の測定データの平均値とします。

（ロ） 測定値の有効範囲は、±10%程度を目途とします。

ロ 試料の採取方法

（イ） 1工程の期間が明確な場合

1工程の期間内とし、測定値は、この期間の平均値とします。ただし、1工程が非常に長時間にわたる場合は、測定に実際上の困難が伴うので、測定時間としては1工程を適切に代表するような期間を選んで行うものとします。

（ロ） 1工程の期間が不明確な場合

操業状態時における排出ガス中のSO_x濃度が平均的濃度として把握されるような時期において、概ね次のような採取時間と回数によって行うものとします。

〔採取（吸引）時間〕	〔採取回数〕
20分以内	5回程度
20分～40分	4回程度
40分～60分	3回程度
60分以上	2回程度

なお、連続分析機器等で排出ガス中の二酸化硫黄濃度（以下、「SO₂濃度」という。）を測定している場合は、連続測定値のうち、平均的濃度を示しているときの値を用いてください。

ハ 試料の採取位置及び採取点

試料の採取位置及び採取点については、JIS Z 8808（排ガス中のダスト濃度の測定方法）の4.（測定位置、測定孔及び測定点）及びJIS K 0095（排ガス試料採取方法）の3.（試料ガスの採取位置、採取点及び採取口）によってください。ただし、JISによる測定が困難か又は不適当な場合（例えば、等速吸引不能など）は、他の適切な方法で測定してください。

ニ SO_x濃度の分析方法

SO_x濃度については、JIS K 0103（排ガス中の硫黄酸化物分析方法）による硫黄酸化物（SO₂+SO₃）の分析方法を用いてください。ただし、硫黄酸化物（SO₂+SO₃）とSO₂との比が一定であり、その比率がわかっている場合は、二酸化硫黄を分析することによって（SO₂+SO₃）濃度を求めてください。

※ 硫黄酸化物(SO₂+SO₃)の分析方法は、JISに定められていますが、20ℓ採取の場合の標準的測定濃度範囲は、中和滴定法70～2800ppm、沈殿滴定法140（光度滴定の場合は50）～700ppm、比濁法5～300ppm、イオンクロマトグラフ法0.5～290ppmとなっていますので、濃度及び妨害成分に応じて分析方法を選択してください。

なお、標準的測定濃度範囲より低濃度の分析を行う場合には、イオンクロマトグラフ法によって分析してください。

② 排出ガス量の測定

イ 試料採取方法及び採取位置等

①ロ及びハに準じます。

ロ 排出ガス量の測定方法

JIS Z 8808又はこれと同等の測定値が得られる方法を用いてください。ただし、排出ガス測定位置がダクトの屈曲部分又は断面形状の急激に変化する部分にある等の理由で平均流速値が得にくい場合は、燃料使用量及び排出ガス中のO₂濃度等の値から排出ガス量を算定してください。

③ 排出ガス中のO₂濃度の測定

イ 試料採取方法及び採取位置等

前記、①ロ及びハに準じます。

ロ O₂濃度の分析方法

JIS K 0301（排ガス中の酸素分析方法）に規定するオルザット式及びヘンペル式、又はこれらと同等の測定値が得られる分析方法を用いてください。

④ 測定に関する注意事項

イ SO_x量の測定については「大気汚染防止法施行規則別表第1の備考欄」に掲げる方法で行ってください。

ロ SO_x濃度と排出ガス量は同時に測定してください。

なお、同時に測定していない場合は、各々の測定時におけるO₂濃度を測定してください。

ハ 排出ガスの測定は、ばい煙発生施設及び脱硫施設が平均的稼働状態にある時に行ってください。

(2) 補正後の脱硫効率の算定（E様式）について

補正後の脱硫効率（10ページ参照）の算定は、E様式を用いてください。

脱硫効率は、脱硫装置（製品等脱硫の場合は当該装置）前後のSO_x量によって次の式を用いて算出します。

$$\text{脱硫効率(\%)} = \left(1 - \frac{\text{脱硫後の SO}_x \text{ 量}}{\text{脱硫前の SO}_x \text{ 量}} \right) \times 100$$

① 算定(測定)回数

脱硫効率の算定は、一つの施設から排出されるSO_x量に応じて、次に掲げる算定（測定）回数によってください。ただし、大気汚染防止法、電気事業法でSO_x量の常時測定義務がある施設については、1か月間の平均値を用いて月1回の算定としてください。

排出SO _x 量	算定（測定）回数
10m ³ N/h 以上	2 か月に 1 回以上
10m ³ N/h 未満	年 に 1 回 以 上

② 脱硫効率の算定式

脱硫効率は、次のイ、ロ又はハのいずれかの算定式で計算してください。ただし、脱硫装置の入口測定位置と出口測定位置の間で、余剰空気の漏れ込み以外の要素があるとき（例えば、アフターバーナー等）は、これらの計算式は使用できません。

なお、標準的硫黄分を採用している場合は、必ずイ式で計算してください。

イ 脱硫効率を脱硫前（以下、「入口」という。）燃原料から求めたSO_x量と脱硫後（以下、「出口」という。）の排出ガス中のSO_x濃度と排出ガス量から求める場合

$$\text{脱硫効率(\%)} = \left[1 - \frac{S_e \times V_e \times 10^{-6}}{S_f} \right] \times 100$$

S_f : 燃原料から求めたSO_x量(m³N/h)

S_e : 出口補正SO_x濃度(ppm)

V_e : 出口補正排出ガス量(m³N/h)

ロ 脱硫効率を入口・出口のSO_x濃度と排出ガス量から求める場合

$$\text{脱硫効率(\%)} = \left[1 - \frac{S_e \times V_e \times 10^{-6}}{S_i \times V_i \times 10^{-6}} \right] \times 100$$

S_i : 入口補正SO_x濃度(ppm)

V_i : 入口補正排出ガス量(m³N/h)

S_e : 出口補正SO_x濃度(ppm)

V_e : 出口補正排出ガス量(m³N/h)

ハ 脱硫効率を入口・出口のSO_x濃度とO₂濃度から求める場合

$$\text{脱硫効率(\%)} = \left\{ 1 - \frac{S_e \times (21 - O_i)}{S_i \times (21 - O_e)} \right\} \times 100$$

S_i : 入口補正SO_x濃度(ppm)

O_i : 入口平均O₂濃度(%)

S_e : 出口補正SO_x濃度(ppm)

O_e : 出口平均O₂濃度(%)

21 : 空気中の酸素割合(%)

③ 脱硫効率算定のための補正

イ SO₂濃度測定値のSO_x濃度への補正

SO_x濃度測定ではなく、SO₂濃度で行っているときは、SO_x濃度への補正係数をあらかじめ求め（年1回以上、排ガス中のSO₂濃度とSO_x濃度を同時に測定して、SO_x濃度への補正係数を算出する。この場合のSO_x濃度への補正係数は1以上です。）補正SO_x濃度を算定してください。

補正SO_x濃度(ppm) = 平均SO₂濃度(ppm) × SO_x濃度への補正係数

(例)

1. SO_x濃度への補正係数

SO_x濃度を分析した結果が 88.5ppmであり、そのときのSO₂濃度の指示値が 85.9ppmである場合

$$\text{SO}_x\text{濃度への補正係数} = \frac{\text{SO}_x\text{濃度 } 88.5\text{ppm}}{\text{SO}_2\text{濃度 } 85.9\text{ppm}} = 1.030 \rightarrow 1.03$$

2. 補正SO_x濃度の算出

ある期間の平均SO₂濃度が86.2ppmで、SO_xへの補正係数が1.03の場合

$$\text{補正SO}_x\text{濃度} = 86.2 \text{ ppm} \times 1.03 = 88.796 \rightarrow 88.8 \text{ ppm}$$

なお、SO_x濃度とSO₂濃度を並行して測定できない場合は、理論上の補正係数を使用しても差し支えありませんが、根拠となる資料を添付してください。根拠を示せない場合は、1.03を使用することもできます。

(参考)

溶液導電率方式、赤外線吸収方式、紫外線吸収方式、紫外線蛍光方式及び干渉分光方式等による排出ガス測定はSO₂濃度が対象であるため、SO_x濃度へ補正する必要があります。

ロ O₂濃度による排出ガス量の補正

SO_x (又はSO₂) 濃度測定時のO₂濃度と排出ガス量測定時のO₂濃度が異なる場合は、排出ガス量を補正してください。

補正排出ガス量(m³N/h)

$$= \text{平均排出ガス量 (m}^3\text{N/h)} \times \frac{21(\%) - \text{排出ガス量測定時の平均O}_2\text{濃度}(\%)}{21(\%) - \text{SO}_x\text{濃度測定時の平均O}_2\text{濃度}(\%)}$$

(例) SO_x濃度測定時の平均O₂濃度 6.15%

排出ガス量測定時の平均O₂濃度 5.85%

平均排出ガス量 45,930m³N/h

$$\text{補正排出ガス量} = 45,930 \times \frac{21 - 5.85}{21 - 6.15} = 46,850 \text{ m}^3\text{N/h}$$

ハ その他SO_x濃度及び排出ガス量測定時の実態に応じて補正する必要がある場合には、その補正理由及び補正方法を明示してください。

④ 補正後の脱硫効率算定のための補正

イ 脱硫装置の稼働時間が施設の稼働時間と異なる場合

$$Y_R = Y_P \times K_t$$

Y_R : 補正後の脱硫効率(%)

Y_P : 脱硫装置の脱硫効率(%)

$$K_t : \text{時間比} = \frac{\text{脱硫装置の稼働時間 (h)}}{\text{施設の稼働時間 (h)}}$$

- ロ 排出ガスの一部を脱硫装置へ通し、他は通さない場合

$$Y_R = Y_P \times K_Q$$

Y_R ：補正後の脱硫効率(%)

Y_P ：脱硫装置の脱硫効率(%)

$$K_Q：排出ガス量比 = \frac{\text{脱硫装置の処理ガス量}(\text{m}^3\text{N/h})}{\text{施設の排出ガス量}(\text{m}^3\text{N/h})}$$

- ハ イとロを併用する場合

$$Y_R = Y_P \times K_t \times K_Q$$

Y_R ：補正後の脱硫効率(%)

Y_P ：脱硫装置の脱硫効率(%)

$$K_t：時間比 = \frac{\text{脱硫装置の稼働時間}(\text{h})}{\text{施設の稼働時間}(\text{h})}$$

$$K_Q：排出ガス量比 = \frac{\text{脱硫装置の処理ガス量}(\text{m}^3\text{N/h})}{\text{施設の排出ガス量}(\text{m}^3\text{N/h})}$$

- ニ その他、測定位置等の実態に応じて補正する必要がある場合には、その補正理由及び補正方法を明示してください。

⑤ E様式の記入及び計算に当たっての注意事項

- イ 燃原料から求める SO_x 量(S_f)は、A様式に準じてください。(7～11 ページ参照)

ただし、有効数字は4けたとし、5けた以下は切り捨ててください。

- ロ 排出ガス測定から SO_x 量を求めるときの平均 SO_x 濃度、補正 SO_x 濃度及び平均 O_2 濃度の数値は有効数字を3けたとし、4けた以下は切り捨ててください。

また、平均排出ガス量、補正排出ガス量及び SO_x 量の数値は有効数字を4けたとし、5けた以下は切り捨ててください。

- ハ 連続測定器等で多数の測定値を平均している場合は、平均値だけとし、測定間隔を()書きしてください。

(例) 1時間間隔の数値を平均し、平均 SO_2 濃度が238ppmの場合

SO_2 平均 濃度 (ppm) SO_x	2 3 8 (1 h)
--	-------------

- ニ SO_x 濃度及び排出ガス量を補正する必要のない場合は、それぞれの平均値を補正 SO_x 濃度及び補正排出ガス量としてください。

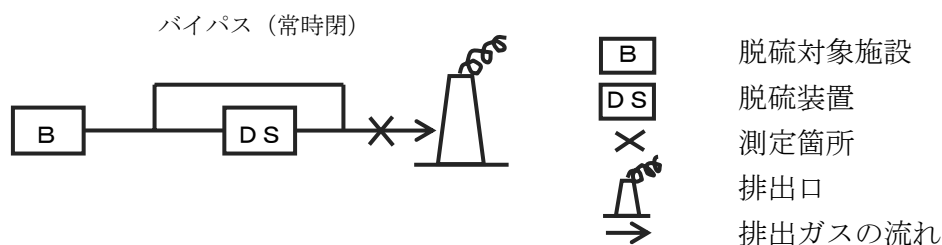
- ホ 計算によって求めた脱硫効率及び補正後の脱硫効率は、%表示で小数点以下2けたとし、3けた以下を切り捨てます。

- ヘ 脱硫効率の適用期間については、施設の稼働状況等に応じて定めてください。

※ 具体的な計算の方法

〔例 1〕

施設の排出ガスを全量脱硫装置で処理（脱硫）し、入口SO_x量を燃原料から求め、出口SO_x量を排出ガス測定から求める場合



分析値及び測定値等

(燃原料)	排出ガス測定時の燃料使用量	653 ℓ / h
	燃料の密度	0.944 g / cm ³
	燃料の硫黄分	2.28%
(出 口)	平均SO _x 濃度	113ppm
	SO _x 濃度への補正係数	—
	平均排出ガス量	9,776m ³ N/h
	平均O ₂ 濃度（SO _x 濃度測定時）	6.83%
	平均O ₂ 濃度（排出ガス量測定時）	7.13%
	施設の稼働時間	1,416 h
	脱硫装置の稼働時間	1,345 h

計 算（算定式イを用いる場合）

$$\text{入口SO}_x\text{量} \quad S_f = 653 \times 0.944 \times \frac{2.28}{100} \times \frac{22.4}{32} = 9.838 \text{ t} \rightarrow 9.838 \text{ m}^3 \text{N/h}$$

$$\text{補正SO}_x\text{濃度} \quad S_e = 113 \text{ ppm}$$

$$\text{補正排出ガス量} \quad V_e = 9,776 \times \frac{21 - 7.13}{21 - 6.83} = 9,569. \text{ t} \rightarrow 9,569 \text{ m}^3 \text{N/h}$$

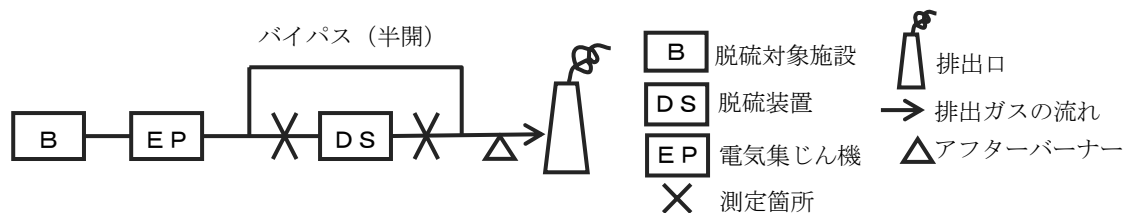
$$\text{出口SO}_x\text{量} \quad S_e \times V_e = 113 \times 9,569 \times 10^{-6} = 1.081 \text{ t} \rightarrow 1.081 \text{ m}^3 \text{N/h}$$

$$\text{脱 硫 効 率} \quad \left(1 - \frac{1.081}{9.838}\right) \times 100 = 89.01 \text{ t} \rightarrow 89.01 \%$$

$$\text{補正後の脱硫効率} \quad 89.01 \times \frac{1,345}{1,416} = 84.54 \text{ t} \rightarrow 84.54 \%$$

〔例 2〕

施設の排出ガスを半量脱硫装置で脱硫し、入口、出口のSO_x量を排出ガス測定から求める場合



分析値及び測定値等

(入口)	平均SO ₂ 濃度	1,220ppm
	補正係数	1.03
	平均排出ガス量	36,310m ³ N/h
	平均O ₂ 濃度 (SO ₂ 濃度測定時)	4.15%
	平均O ₂ 濃度 (排出ガス量測定時)	5.25%
(出口)	補正SO _x 濃度	S _e = 131ppm
	補正排出ガス量	V _e = 35,430m ³ N/h
	平均O ₂ 濃度 (SO _x 濃度測定時)	4.86%
	平均O ₂ 濃度 (排出ガス量測定時)	4.86%
	施設の排出ガス量 (平均O ₂ 濃度測定時5.25%)	70,490m ³ N/h
	脱硫装置の処理ガス量 (平均O ₂ 濃度5.25%)	36,310m ³ N/h

計算－1 (算定式ロを用いる場合)

$$\begin{aligned}
 & \text{(入口) 補正SO}_x\text{濃度 } S_i = 1,220 \times 1.03 = 1,256 \rightarrow 1,250 \text{ ppm} \\
 & \text{補正排出ガス量 } V_i = 36,310 \times \frac{21 - 5.25}{21 - 4.15} = 33,939 \rightarrow 33,930 \text{ m}^3 \text{N/h} \\
 & \text{SO}_x\text{量 } S_i \times V_i = 1,250 \times 33,930 \times 10^{-6} = 42.412 \rightarrow 42.41 \text{ m}^3 \text{N/h} \\
 & \text{(出口) SO}_x\text{量 } S_e \times V_e = 131 \times 35,430 \times 10^{-6} = 4.6413 \rightarrow 4.641 \text{ m}^3 \text{N/h} \\
 & \text{脱硫効率 } \left[1 - \frac{4.641}{42.41} \right] \times 100 = 89.056 \rightarrow 89.05\% \\
 & \text{補正後の脱硫効率 } 89.05 \times \frac{36,310}{70,490} = 45.870 \rightarrow 45.87\%
 \end{aligned}$$

計算－2 (算定式ハを用いる場合)

$$\begin{aligned}
 & \text{脱硫効率 } \left\{ 1 - \frac{131 \times (21 - 4.15)}{1,250 \times (21 - 4.86)} \right\} \times 100 = 89.058 \rightarrow 89.05\% \\
 & \text{補正後の脱硫効率 } 89.05 \times \frac{36,310}{70,490} = 45.870 \rightarrow 45.87
 \end{aligned}$$

(備考) アフターバーナーを設置している場合は、アフターバーナーに使用する燃料は、別に申告する必要があります。

E 様式 (補正後の脱硫効率の算定) を用いる場合の記載方法

この様式は、脱硫施設等の脱硫効率を算定する場合に用いてください。

E 様式 記載例

この様式と関連する様式の番号を記入してください。

排出ガスの測定機関(自社測定の場合は部門)を記入してください。

脱硫対象の施設名を具体的に記入してください。

脱硫対象施設の最大燃料使用量を記入してください。なお、使用量の該当する単位を○で囲んでください。

補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類 (E)

工場・事業場名 **青空工業(株) 仙台工場**

1. 一般事項

① 関連する様式・番号	A-02/03	⑤ 脱硫方式	水酸化マグネシウム法
② 測定機関(又は部門)	NS分析センター	⑥ 施設最大排出ガス量	16,000 m^3/h
③ 脱硫対象施設名	2号ボイラー	⑦ 脱硫装置処理能力	18,000 m^3/h
④ 最大燃原料使用量	種類 使用量 C重油 980 $(\text{kg}, \text{m}^3/\text{h})$ $(\text{kg}, \text{m}^3/\text{h})$ $(\text{kg}, \text{m}^3/\text{h})$	⑧ 脱硫効率(設計値)	入口SOx濃度 出口SOx濃度 1,100 ppm 110 ppm (90%)
		⑨ 脱硫装置稼働開始年月日	昭和60年 4月 10日
		⑩ 脱硫装置の製作メーカー	(株)DS工業

脱硫装置の脱硫方式を記入してください。

湿りガス量を記入してください。

脱硫適用期間中の平均使用量を記入してください。

2. 測定及び算定内容

(1) 共通事項

① 測定	SOx濃度	平成 19 年 1 月 23 日	③ 適用期間中における	種類 使用量
年月日	排出ガス量	平成 19 年 1 月 23 日		C重油 636 $(\text{kg}, \text{m}^3/\text{h})$ $(\text{kg}, \text{m}^3/\text{h})$ $(\text{kg}, \text{m}^3/\text{h})$
② 脱硫装置の適用期間	平成 19 年 1 月 ~ 2 月	平均燃原料使用量		

排出ガス測定時の使用量、密度、含有硫黄分を記入し、SOx量をA様式に準じて計算してください。

(2) 燃原料から求めるSOx量 (Sf)

項 目	① 燃原料の種類	② 測定時の使用量	③ 密度	④ 含有硫黄分	⑤ SOx量
測定値又は計算値等	C重油	653 $(\text{kg}, \text{m}^3/\text{h})$ $(\text{kg}, \text{m}^3/\text{h})$ $(\text{kg}, \text{m}^3/\text{h})$	0.944 g/cm^3 g/cm^3 g/cm^3	2.28 % % %	9.838 m^3/h m^3/h m^3/h
				⑥ 合計SOx量 (有効数字 4 けた)	Sf = 9.838

(3) 排出ガス測定から求めるSOx量

項 目		Ⓐ 脱硫装置前（入口）のSOx量				Ⓑ 脱硫装置後（出口）のSOx量						
①	$\frac{\text{SO}_x}{\text{SO}_2}$ 濃度測定値 (ppm)	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	105	(2)	122	(3)	114	(4)
②	平均 $\frac{\text{SO}_x}{\text{SO}_2}$ 濃度 (ppm)	〔有効数字 3 けた〕				〔有効数字 3 けた〕 113						
③	SOx濃度への補正係数	〔有効数字 3 けた〕				〔有効数字 3 けた〕						
④	補正SOx濃度 (ppm)	〔有効数字 3 けた〕 Si =				〔有効数字 3 けた〕 Se = 113						
⑤	SOx濃度測定時のO ₂ 濃度測定値 (%)	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	7.1	(2)	6.6	(3)	6.8	(4)
⑥	SOx濃度測定時の平均O ₂ 濃度 (%)	〔有効数字 3 けた〕 Oi =				〔有効数字 3 けた〕 Oe = 6.83						
⑦	排出ガス量測定値（乾き） (m ³ /h)	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	9,980	(2)	9,860	(3)	9,490	(4)
⑧	平均排出ガス量 (m ³ /h)	〔有効数字 4 けた〕				〔有効数字 4 けた〕 9,776						
⑨	排出ガス量測定時のO ₂ 濃度測定値 (%)	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	7.4	(2)	7.2	(3)	6.8	(4)
⑩	排出ガス量測定時の平均O ₂ 濃度 (%)	〔有効数字 3 けた〕				〔有効数字 3 けた〕 7.13						
⑪	補正排出ガス量 (m ³ /h)	〔有効数字 4 けた〕 Vi =				〔有効数字 4 けた〕 Ve = 9,569						
⑫	SOx量 (m ³ /h)	〔有効数字 4 けた〕				〔有効数字 4 けた〕 1.081						
硫酸酸化物濃度の測定		⑬SOx濃度測定法		⑭採取ガス量(ℓ)		⑬SOx濃度測定法		⑭採取ガス量(ℓ)				
						イオンクロマトグラフ法		20				

連続測定の場合は、測定間隔を()書きしてください。

SO₂濃度測定の場合はSOx濃度に補正してください。(32~33ページ参照)

SOx濃度測定時と排出ガス量測定時のO₂濃度が異なるときには、補正してください。

$$9.776 \times \frac{21-7.13}{21-6.83} = 9.569$$

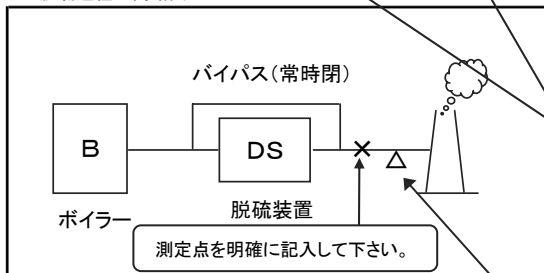
①のSO₂・SOx濃度測定法及びその測定の際の⑭採取ガス量を記入してください。

(4) 脱硫効率及び脱硫効率の補正

項 目	測定値又は計算値等
① 脱硫効率 (%)	[有効数字 2 けた] 89.01 (イ)
② 施設の稼働時間 (h)	1,416
③ 脱硫装置の稼働時間 (h)	1,345
④ 施設の排出ガス量 (m^3/h)	9,569
⑤ 脱硫装置の処理ガス量 (m^3/h)	9,569
⑥ その他の補正係数	[有効数字 3 けた]
⑦ 補正後の脱硫効率 (%)	[有効数字 2 けた] 84.54

$$89.01 \times \frac{1,345}{1,416} = 84.54$$

3. 脱硫過程の簡略図



この場合、アフターバーナーに使用した燃料は、別に申告してください。

〔記入上の注意〕

- ◎ このE様式は、A様式、C様式及びD様式の「補正後の脱硫効率」欄に記入する数値の根拠を明らかにするための書類となるものです。
- ◎ このE様式は、一つの補正後の脱硫効率の算定について1枚作成してください。(年間6回の補正後の脱硫効率を算定した場合は、このE様式を6枚作成することになります。)
- ◎ このE様式を2枚以上作成する場合、2枚目以降には「1. 一般事項」及び「3. 脱硫過程の簡略図」は変更がなければ記入する必要はありません。
- ◎ 様式右上の「工場・事業場名」欄に、工場・事業場(会社名等も併せて)の名称を記入してください。

1. 一般事項

37ページ記載例を参照のうえ、記入してください。

2. 測定及び算定内容

(1) 共通事項

① 測定年月日

SO_x濃度と排出ガス量の測定年月日を記入してください。

② 脱硫適用期間

この様式で算定した補正後の脱硫効率を適用する期間を記入してください。

③ 適用期間中における平均燃原料使用量

適用期間中において、脱硫対象施設で使用した燃原料の種類と1時間当たりの平均使用量を記入して、該当する単位を○で囲んでください。

(2) 燃原料から求めるSO_x量

測定時の燃原料ごとの1時間当たりの使用量、密度、含有硫黄分を記入し、A様式に準じてSO_x量を求めてください。

なお、SO_x量は有効数字4けた(5けた以下は切捨て)とし、その合計を⑥燃原料から求めたSO_x量(S f)に記入してください。

(3) 排出ガス測定から求めるSO_x量

①脱硫装置前(入口)のSO_x量を、上記(2)の燃原料から求める場合は⑥欄だけ記入し、①欄には記入する必要はありません。

①⑤⑦⑨の測定値は、それぞれの測定結果(2回以上)を記入してください。

②⑥⑧⑩の平均値は、それぞれの測定値を算術平均し、数値の取扱いは35～36ページを参照して記入してください。

なお、連続測定器等で、多数の測定値を平均している場合は、平均値だけとし、測定間隔を()書きしてください。

(例: 1時間間隔の平均SO₂濃度が238(ppm)の場合は、238(1 h)と記入)

③ 脱硫効率算定のための補正

○ SO₂濃度測定値のSO_x濃度への補正

SO_x濃度測定ではなく、SO₂濃度で行っているときは、SO_x濃度への補正係数をあらかじめ求め（年1回以上、排出ガス中のSO₂濃度とSO_x濃度を同時に測定して、SO_x濃度への補正係数を算出してください。この場合のSO_x濃度への補正係数は1以上です。）補正SO_x濃度を算定してください。

補正SO_x濃度(ppm) = 平均SO₂濃度(ppm) × SO_x濃度への補正係数

(例) 1. SO_x濃度への補正係数

SO_x濃度を分析した結果が88.5ppmであり、そのときのSO₂濃度の指示値が85.9ppmである場合

$$\text{SO}_x\text{濃度への補正係数} = \frac{\text{SO}_x\text{濃度 } 88.5\text{ppm}}{\text{SO}_2\text{濃度 } 85.9\text{ppm}} = 1.030 \rightarrow \underline{1.03}$$

2. 補正SO_x濃度の算出

ある期間の平均SO₂濃度が86.2ppmで、SO_xへの補正係数が1.03の場合
補正SO_x濃度 = 86.2 ppm × 1.03 = 88.78 → 88.7ppm（有効数字3けた）

なお、SO_x濃度とSO₂濃度を並行して測定できない場合は、理論上の補正係数を使用しても差し支えありませんが、根拠となる資料を添付してください。根拠を示せない場合は、1.03を使用することもできます。

④ 補正SO_x濃度及び⑪補正排出ガス量

32～33ページを参照し、補正してください。

補正する必要がない場合は、②平均 $\frac{\text{SO}_2\text{濃度}}{\text{SO}_x\text{濃度}}$ 及び⑧平均排出ガス量の値を記入してください。

⑫ SO_x量(m³N/h)

SO_x量は次によって求めてください（有効数字を4けたとし、5けた以下は切捨て）。

$$\text{SO}_x\text{量(m}^3\text{N/h)} = \text{補正排出ガス量(m}^3\text{N/h)} \times \text{補正SO}_x\text{濃度(ppm)} \times 10^{-6}$$

⑬ SO_x濃度測定法

JIS K 0103のいずれか該当するSO_x濃度の測定法を記入してください。（JIS K 0103の測定法には、中和滴定法、沈澱滴定法、イオンクロマトグラフ法、比濁法(光散乱法)があります。他に、JIS B 7981の測定法として溶液導電率方式、赤外線吸収方式、紫外線吸収方式、紫外線蛍光方式及び干渉分光方式がありますが、この場合はSO₂濃度の測定のためSO_x濃度に補正する必要があります。）

⑭ 採取ガス量

①の濃度測定を行ったときの採取ガス量（吸引ガス量）を記入してください。

(4) 脱硫効率及び脱硫効率の補正

① 脱硫効率(%)

次の算定式のいずれかを用いて、%表示で小数点以下2けたまで（3けた以下切捨て）記入してください。

なお、脱硫装置の脱硫効率から補正後の脱硫効率を求める場合の補正については、33～34ページを参照してください。

イ 脱硫効率を脱硫前（以下、「入口」という。）燃原料から求めたSO_x量と脱硫後（以下、「出口」

という。)の排出ガス中のSO_x濃度と排出ガス量から求める場合

$$\text{脱硫効率(\%)} = \left[1 - \frac{S_e \times V_e \times 10^{-6}}{S_f} \right] \times 100$$

S_f : 燃原料から求めたSO_x量(m³N/h)
 S_e : 出口補正SO_x濃度(ppm)
 V_e : 出口補正排出ガス量(m³N/h)

ロ 脱硫効率を入口・出口のSO_x濃度と排出ガス量から求める場合

$$\text{脱硫効率(\%)} = \left[1 - \frac{S_e \times V_e \times 10^{-6}}{S_i \times V_i \times 10^{-6}} \right] \times 100$$

S_i : 入口補正SO_x濃度(ppm)
 V_i : 入口補正排出ガス量(m³N/h)
 S_e : 出口補正SO_x濃度(ppm)
 V_e : 出口補正排出ガス量(m³N/h)

ハ 脱硫効率を入口・出口のSO_x濃度とO₂濃度から求める場合

$$\text{脱硫効率(\%)} = \left\{ 1 - \frac{S_e \times (21 - O_i)}{S_i \times (21 - O_e)} \right\} \times 100$$

S_i : 入口補正SO_x濃度(ppm)
 O_i : 入口平均O₂濃度(%)
 S_e : 出口補正SO_x濃度(ppm)
 O_e : 出口平均O₂濃度(%)
 21 : 空気中の酸素割合(%)

[①欄のかっこ内にイ、ロ又はハのいずれを算定に用いたかをかっこ書きで記入してください。]

⑦ 補正後の脱硫効率(%)

①脱硫効率を時間比及び排出ガス量比等で補正し、補正後の脱硫効率(%)を、小数点以下2けたまで(3けた以下切捨て)求めてください。

$$\left[\begin{array}{l} \text{例：⑦補正後の脱硫効率} = \text{①脱硫効率} \times \frac{\text{③脱硫装置の稼働時間(h)}}{\text{②施設の稼働時間(h)}} \end{array} \right]$$

なお、補正する必要がない場合は、①と同じ数値となります。

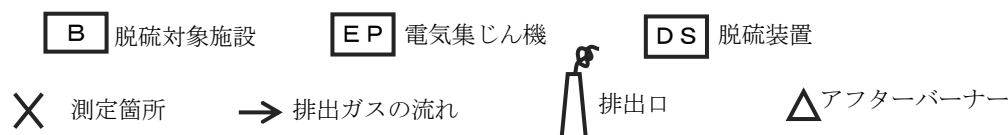
⑨ A様式、C様式及びD様式への記入について

A様式⑪補正後の脱硫効率、C様式⑮補正後の脱硫効率及びD様式⑨⑮補正後の脱硫効率は、この様式の2.(4)⑦の値を記入してください。

3. 脱硫過程の簡略図

35 ページ等の記載例等を参照して、脱硫対象施設の排出ガスが排出口に至るまでの過程及び測定点を記入してください。

[凡例]



(その他、必要がある場合は簡単な説明を空欄に補足してください。)

(3) 排出ガスの測定によるSO_x排出量の算定（b様式）について

排出ガス測定によってSO_x排出量を算定する場合は、b様式を用いてください。

① 測定回数

排出ガスの測定は、2か月に1回以上行ってください。

(注) 大気汚染防止法、電気事業法でSO_x量の常時測定義務がある施設については、1か月の平均値を用いて月1回の算定としてください。

② b様式の記入及び計算に当たっての注意事項

イ 燃原料から求める方法（A様式）で算定できない理由を具体的に記入してください。

(例)

○燃原料が各種の廃棄物であり、使用量、硫黄分等の把握ができない。

○燃原料（例えば黒液）中の燃焼性硫黄分が不明である。（分析データがない）

○中間製品等に吸収される硫黄分が不明であり、製品等への脱硫効率の算定が困難である。

○排煙脱硫装置を設置し、排出口においてSO_x濃度と排出ガス量を連続測定し、その測定値を電算機に連続入力し、月間平均値としている。

ロ 数値の取扱いについて

(イ) 平均 $\frac{SO_2}{SO_x}$ 濃度、SO_x濃度測定時の平均O₂濃度及び排出ガス量測定時の平均O₂濃度は、それぞれの測定値を算術平均し、有効数字を3けたまで（4けた以下は切捨て）記入してください。

(ロ) 平均排出ガス量は、測定値を算術平均し、有効数字を4けたまで（5けた以下は切捨て）記入してください。

(ハ) 補正SO_x濃度は、小数点以下を切り捨てて記入してください。

ハ 測定値の補正について

(イ) 脱硫効率算定のための補正

○ SO₂濃度測定値のSO_x濃度への補正

SO_x濃度測定ではなく、SO₂濃度で行っているときは、SO_x濃度への補正係数をあらかじめ求め（年1回以上、排出ガス中のSO₂濃度とSO_x濃度を同時に測定して、SO_x濃度への補正係数を算出する。この場合のSO_x濃度への補正係数は1以上です。）補正SO_x濃度を算定してください。

補正SO_x濃度 (ppm) = 平均SO₂濃度 (ppm) × SO_x濃度への補正係数

(例)

1. SO_x濃度への補正係数

SO_x濃度を分析した結果が88.5ppmであり、そのときのSO₂濃度の指示値が85.9ppmである場合

$$\text{SO}_x\text{濃度への補正係数} = \frac{\text{SO}_x\text{濃度 } 88.5\text{ppm}}{\text{SO}_2\text{濃度 } 85.9\text{ppm}} = 1.030 \rightarrow 1.03$$

2. 補正SO_x濃度の算出

ある期間の平均SO₂濃度が86.2ppmで、SO_xへの補正係数が1.03の場合

補正SO_x濃度 = 86.2 ppm × 1.03 = 88.796 → 88ppm（小数点以下切捨て）

なお、SO_x濃度とSO₂濃度を並行して測定できない場合は、理論上の補正係数を使用し

でも差し支えありませんが、根拠となる資料を添付してください。根拠を示せない場合は、1.03を使用することもできます。

(ロ) 排出ガス量の補正

SO_x (又はSO₂) 濃度測定時のO₂濃度と排出ガス量測定時のO₂濃度が異なる場合は、排出ガス量を補正してください。

$$\begin{aligned} & \text{補正排出ガス量 (m}^3\text{N/h)} \\ & = \text{平均排出ガス量 (m}^3\text{N/h)} \times \frac{21(\%) - \text{排出ガス量測定時の平均O}_2\text{濃度}(\%)}{21(\%) - \text{SO}_x\text{濃度測定時の平均O}_2\text{濃度}(\%)} \end{aligned}$$

(例) SO_x濃度測定時の平均O₂濃度 6.15%

 排出ガス量測定時の平均O₂濃度 5.85%

 平均排出ガス量 45,930m³N/h

$$\text{補正排出ガス量} = 45,930 \times \frac{21 - 5.85}{21 - 6.15} = 45,930 \times \frac{15.15}{14.85} = 46,850 \text{ m}^3\text{N/h}$$

また、排出ガス量測定時の1時間当たりの燃原料使用量が適用期間平均の1時間当たりの燃原料使用量と異なり補正する必要がある場合は、補正方法を明示してください。(D様式b欄を用いる場合には、燃原料使用量の差による補正の必要はありません。)

(ハ) その他SO_x濃度及び排出ガス測定時の実態に応じて補正する必要がある場合には、その補正理由及び補正方法を明示してください。

ニ 連続測定器等で多数の測定値を平均している場合は、平均値だけとし、測定間隔を()書きしてください。

(例) 1時間間隔の数値を平均し、平均SO₂濃度が238ppmの場合

SO_2 平均 濃度 (ppm) SO_x	2 3 8 (1 h)
---	---------------

ホ SO_x濃度及び排出ガス量を補正する必要のない場合は、それぞれの平均値を補正SO_x濃度及び補正排出ガス量としてください。

③ その他

脱硫装置のある施設で測定適用期間において、脱硫装置の稼働時間が施設の稼働時間と異なる場合には、処理施設の稼働時と停止時に分けて、排出ガスの測定を行い、個々にB様式を用い作成してください。

b 様式 (排出ガスの測定によるSOx排出量の算定) を用いる場合の記載方法

b 様式 記載例

この様式は、排ガス測定の結果を明らかにする場合に用います。

この様式と関連する様式の番号を記入してください。

排出ガス測定の結果を示す書類 (b)

排出ガスの測定機関 (自社測定の場合は部門) を記入してください。

測定対象施設の最大燃原料使用量を記入してください。なお、使用量の該当する単位を○で囲んでください。

この場合、アフターバーナーに使用した燃料は別に申告してください。

測定点を明確に記入してください。

測定値を明確に記入してください。

連続測定の場合は、測定間隔を () 書きしてください。

SO₂濃度測定の場合はSOx濃度に補正してください。(手引き 33～34 ページ参照)

SOx濃度測定時と排出ガス量測定時のO₂濃度が異なる場合には、補正してください。

SO₂・SOx濃度の測定法及びその測定の際の⑰採取ガスを記入してください。

1. 一般事項

① 関連する様式・番号	B-01/03	④ 最大燃原料使用量	種類 使用量 黒液 18,000 (kg, t, m ³ N) / h
② 測定機関 (又は部門)	NS分析センター		
③ 測定対象施設名	1号黒液回収ボイラー		

2. 排出ガス測定による理由

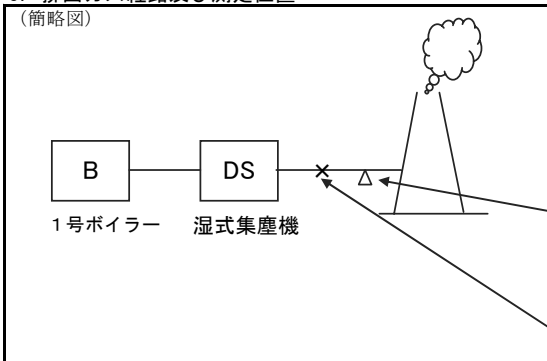
燃原料から求める方法 (A様式) で算定できない等の理由を選んで○で囲み、併せてその具体的な理由を記入してください。

- (1) 燃原料の使用量の把握が困難
- (2) 燃原料の密度、硫黄分の把握が困難
- (3) 製品等への脱硫効率の算定が困難
- (4) 脱硫装置等の脱硫効率の算定が困難
- (5) その他

(上記具体的な理由)

- ①黒液中の硫黄分の把握が正確にできない。
- ②スメルトに吸収されるS分がとらえにくい。

3. 排出ガス経路及び測定位置



4. 測定及び算定内容

項 目	測定値又は計算値等 [1]	測定値又は計算値等 [2]	測定値又は計算値等 [3]
① 測定年月日	平成19年1月21日	平成19年2月22日	平成19年3月20日
排出ガス量	平成19年1月21日	平成19年2月22日	平成19年3月20日
② 測定適用期間	平成19年1月	平成19年2月	平成19年3月
③ 適用期間中における平均燃原料使用量	種類 使用量 黒液 12230 (kg, t, m ³ N) / h	種類 使用量 黒液 12245 (kg, t, m ³ N) / h	種類 使用量 黒液 13038 (kg, t, m ³ N) / h
④ 測定時における燃原料使用量	種類 使用量 黒液 11616 (kg, t, m ³ N) / h	種類 使用量 黒液 11866 (kg, t, m ³ N) / h	種類 使用量 黒液 12516 (kg, t, m ³ N) / h
⑤ SO ₂ (SOx) 濃度測定値 (ppm)	(1) 150 (2) 160 (3) 160	(1) 170 (2) 170 (3) 160	(1) 150 (2) 170 (3) 160
⑥ 平均SO ₂ (SOx) 濃度 (ppm)	有効数字 3 けた 156	有効数字 3 けた 166	有効数字 3 けた 160
⑦ SOx濃度への補正係数	有効数字 3 けた —	有効数字 3 けた —	有効数字 3 けた —
⑧ 補正SOx濃度 (ppm)	小数点以下 切捨て 156	小数点以下 切捨て 166	小数点以下 切捨て 160
⑨ SOx濃度測定時のO ₂ 濃度測定値 (%)	(1) 6.0 (2) 6.5 (3) 6.5	(1) 7.0 (2) 6.7 (3) 6.7	(1) 6.6 (2) 6.9 (3) 6.9
⑩ SOx濃度測定時の平均O ₂ 濃度 (%)	有効数字 3 けた 6.25	有効数字 3 けた 6.85	有効数字 3 けた 6.75
⑪ 排出ガス量測定値 (乾き) (m ³ N/h)	(1) 63900 (2) 66200 (3) 66200	(1) 69100 (2) 71700 (3) 71700	(1) 75000 (2) 72300 (3) 72300
⑫ 平均排出ガス量 (m ³ N/h)	有効数字 4 けた 65050	有効数字 4 けた 70400	有効数字 4 けた 73650
⑬ 排出ガス量測定時のO ₂ 濃度測定値 (%)	(1) 6.0 (2) 6.5 (3) 6.5	(1) 6.8 (2) 7.3 (3) 7.3	(1) 7.2 (2) 6.7 (3) 6.7
⑭ 排出ガス量測定時の平均O ₂ 濃度 (%)	有効数字 3 けた 6.25	有効数字 3 けた 7.05	有効数字 3 けた 6.95
⑮ 補正排出ガス量 (m ³ N/h)	有効数字 4 けた 68480	有効数字 4 けた 71620	有効数字 4 けた 75640
⑯ SOx濃度測定法	沈殿滴定法	沈殿滴定法	沈殿滴定法
⑰ 採取ガス量 (l)	20	20	20

(排出ガス量の補正と理由)

黒液使用量と排出ガス量がほぼ比例するために補正しました。また、SOx濃度と排出ガス量測定時のO₂濃度が異なったため、補正しました。

$$73,650 (\text{m}^3\text{N/h}) \times \frac{21-6.95}{21-6.75} \times \frac{13,038 (\text{kg})}{12,516 (\text{kg})} = 75,640 (\text{m}^3\text{N/h})$$

<例示:3月分>

排出ガス量の補正の理由と方法が枠内に書けない場合は、別添としてください。

〔記入上の注意〕

- ◎ このb様式は、B様式又はD様式のbを用いてSO_x排出量を算定した場合の測定結果を明らかにするための書類です。
- ◎ このb様式1枚には3回分の測定データを記入することができます。
- ◎ このb様式を2枚以上使用する場合、2枚目以降の1～3は、変更がなければ記入する必要はありません。
- ◎ 右上の工場・事業場名欄に、工場・事業場（会社名等も併せて）の名称を記入してください。

1. 一般事項

① 関連する様式・番号

この様式で算定した補正排出ガス量(m³N/h)及び補正SO_x濃度(ppm)を適用するB様式又はD様式の番号を記入してください。(例：B-01)

② 測定機関（又は部門）

排出ガスの測定機関（自社測定の場合は部門）を記入してください。

③ 測定対象施設名

測定対象の施設名を具体的に記入して下さい。(例：1号ボイラー、2号加熱炉)

④ 最大燃原料使用量

③の施設で使用する燃原料の種類と、1時間当たりの最大使用量を記入し、使用する燃原料が3種類以上の場合は、SO_xを排出する主たる燃原料を2種類選んで、種類及び使用量を記入し、それらに該当する単位を○で囲んでください。

2. 排出ガス測定による理由

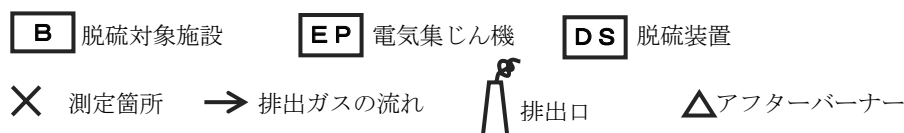
燃原料から求める方法（A様式）で算出できない理由をb様式に記載されている(1)～(5)の該当する番号を○で囲み、併せてその具体的な理由を記載してください。(41ページ参照)

3. 排出ガス経路及び測定位置

測定対象施設の排出ガスが排出口に到るまでの経路及び測定点等を記入してください。

(35ページ等の記載例参照)

〔凡例〕



(その他、必要がある場合は簡単な説明を空欄に補足してください。)

4. 測定及び算定内容

この様式は、3回の測定及び計算ができるようになっていきますので、測定値及び計算値等欄の〔 〕内に、その測定回数を順次記入してください。

(例：1枚目〔1〕〔2〕〔3〕、2枚目〔4〕〔5〕〔6〕)

① 測定年月日

SO_x濃度と排出ガス量のそれぞれの測定年月日を記入してください。

② 測定適用期間

測定結果を適用する期間を記入してください。

③ 適用期間中における平均燃原料使用量

②の適用期間中において、測定対象施設で使用した燃原料の種類と1時間当たりの平均使用量を記入してください。

なお1. ④と同様に2種類選び、その燃原料の該当する単位を○で囲んでください。

④ 測定時における燃原料使用量

測定時において、測定対象施設で使用した燃原料の種類と1時間当たりの平均使用量を記入してください。

なお1. ④と同様に2種類選び、その燃原料の該当する単位を○で囲んでください。

⑤⑨⑪⑬の測定値は、それぞれの測定結果（2回以上）を記入してください。

⑥⑩⑫⑭の平均値は、それぞれの測定値を算術平均し、数値の取扱いは35～36ページを参照してください。

なお、連続測定器等で、多数の測定値を平均している場合は、平均値だけとし、測定間隔を（ ）書きしてください。

（例：1時間間隔の平均SO₂濃度が238（ppm）の場合は238（1 h）と記入）

⑦ SO_x濃度への補正係数

SO₂濃度での測定等で、補正する必要がある場合は、補正係数を記入してください。
（32～33ページ参照）

補正SO_x濃度（ppm）＝平均SO₂濃度（ppm）×SO_x濃度への補正係数

（例） SO_x濃度を分析した結果が88.5ppmであり、そのときのSO₂濃度の指示値が85.9ppmである場合の補正係数の求め方。

$$\text{SO}_x \text{ 濃度への補正係数} = \frac{\text{SO}_x \text{ 濃度 } 88.5\text{ppm}}{\text{SO}_2 \text{ 濃度 } 85.9\text{ppm}} = 1.030 \rightarrow \underline{1.03}$$

なお、SO_x濃度とSO₂濃度を並行して測定できない場合は、理論上の補正係数を使用しても差し支えありませんが、根拠となる資料を添付してください。根拠を示せない場合は、1.03を使用することもできます。

（参考）

溶液導電率方式、赤外線吸収方式、紫外線吸収方式、紫外線蛍光方式及び干渉分光方式による排出ガス測定はSO₂濃度が対象成分であるため、SO_x濃度へ補正する必要があります。

⑧ 補正SO_x濃度

⑥×⑦で、補正SO_x濃度（ppm）を求めてください。

なお、補正する必要がない場合は⑥と同じ数値になります（小数点以下は切捨て）。

⑮ 補正排出ガス量($\text{m}^3\text{N/h}$)

次のイ、ロに該当する場合には、⑫平均排出ガス量($\text{m}^3\text{N/h}$)を補正したものを記入し、補正する必要のない場合には、⑫の値を記入してください(小数点以下は切捨て)。

イ. ⑩ SO_x 濃度測定時の平均 O_2 濃度と⑭排出ガス量測定時の平均 O_2 濃度が異なる場合
〔補正式〕

⑮補正排出ガス量($\text{m}^3\text{N/h}$) =

$$\text{⑫平均排出ガス量}(\text{m}^3\text{N/h}) \times \frac{21(\%) - \text{⑭排出ガス量測定時の平均}\text{O}_2\text{濃度}(\%)}{21(\%) - \text{⑩}\text{SO}_x\text{濃度測定時の平均}\text{O}_2\text{濃度}(\%)}$$

ロ. 排出ガス量測定時の1時間当たりの燃原料使用量が、適用期間中の平均の1時間当たりの燃原料使用量と異なり補正する必要がある場合(この補正はD様式のbを用いる場合には、必要ありません。)

⑯ SO_x 濃度測定法

JIS K 0103のいずれか該当する SO_x 濃度の測定法を記入してください。(JIS K 0103の測定法には、化学分析法(対象成分： $\text{SO}_2 + \text{SO}_3$)の中和滴定法、沈澱滴定法、イオンクロマトグラフ法、比濁法(光散乱法))があります。JIS B 7981の測定法としては、自動分析法(対象成分： SO_2)の溶液導電率方式、赤外線吸収方式、紫外線吸収方式、紫外線蛍光方式及び干渉分光方式)がありますが、この測定方法は SO_x 濃度に補正する必要があります。

⑰ 採取ガス量

①の濃度測定を行ったときの採取ガス量(吸引ガス量)を記入してください。

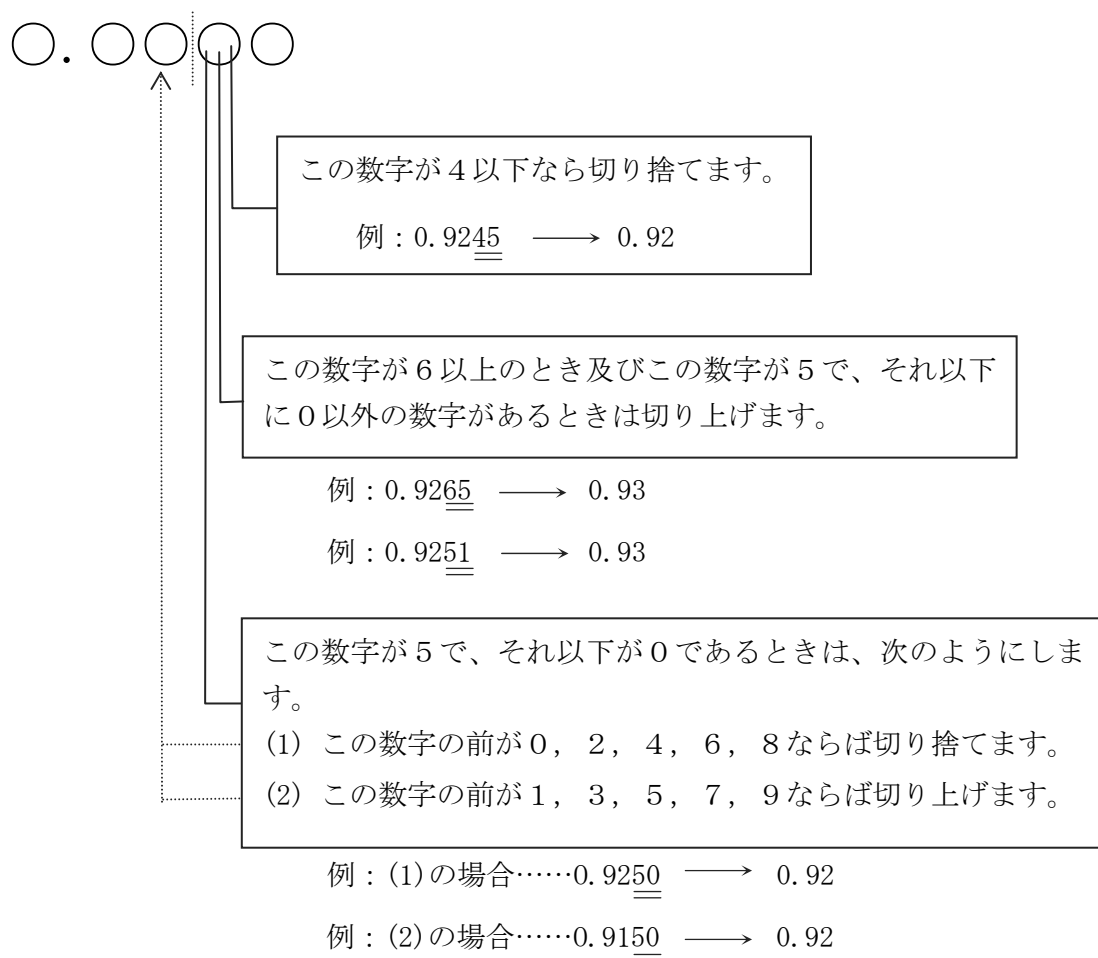
◎B様式、D様式への記入について

B様式「⑩補正排出ガス量」、D様式「⑮補正排出ガス量」は、この様式における「4. ⑮補正排出ガス量」を記入してください。

B様式「⑪補正 SO_x 濃度」、D様式「⑰補正 SO_x 濃度」は、この様式における「4. ⑧補正 SO_x 濃度」を記入してください。

3 JIS Z 8401による数値の丸め方

例：加重平均した硫黄分の数値を小数点以下2けたまでの数値に丸める場合



丸め方の注意

この丸め方は、元の数値を一段階で丸めなければなりません。

例えば、0.9147 を小数点以下2けたまでの数値に丸めれば0.91となります。

しかし、これを 0.9147 → 0.915 → 0.92 としてはいけません。

4 申告後に誤りを訂正する場合（修正申告）

(1) 修正申告書及び修正納付書の記載例

新たに申告書を作成し、正当額の上段に誤った額及びSO_x排出量を（ ）書きし、申告書の右肩に「修正分」と朱書きしたうえ、速やかに機構又は委託商工会議所へ提出してください。
なお、この場合には、機構へ事前にご連絡ください。

修正申告書記載例

朱書きで修正分と記入して下さい。また、①申告区分は、11と記入してください。

機 構 用		平成20年度汚染負荷量賦課金申告書				修正分	
独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿 公害健康被害の補償等に関する法律第55条第1項の規定に基づき、次のとおり申告します。							
①	申告区分	賦課金区分	汚染負荷量賦課金納付義務者番号	工場・事業場	C・D		
	11	1	0330901	2			
② 納（ばい）付煙発生施設等設置者	(フリガナ)	カナガワケン カワサキシ サイワイク オオミヤチョウ 1310					
	(イ) 住 所	郵便番号	212 8554 神奈川県 川崎市 幸区 大宮町 1310				
	(フリガナ)	アオゾラ コウギョウ カブシキガイシャ					
	(ロ) 氏名又は名称	青空工業株式会社 (印)					
		電 話 番 号 044 - 520 - 9503					
③ 対象工場・事業場	(フリガナ)	アオゾラ イチロウ					
	(ハ) 代表者氏名	青空 一郎 (印)			(ニ) 同 左 代理人	オオモリ カズオ (印)	
	(カ) 資 本 金	兆	十億	百万	千円	37 6230000	
	(フリガナ)	ミヤギケン センダイシ ミヤギノク ミナト 1-2-3					
	(イ) 所 在 地	郵便番号	983 0001 宮城県 仙台市 宮城野区 港 1-2-3				
④ 工場長の氏名	(フリガナ)	センダイ コウジョウ					
	(カ) 名 称	仙 台 工 場				電 話 番 号 022 - 562 - 8181	
	(フリガナ)	オオモリ カズオ			(ニ) 業 種 名	鉄 鋼 業	
	(ハ) 工場長の氏名	大 森 一 夫			④ 立方メートル／時 1時間当たりの最大排出ガス量 百万 千 m ³ /h 92016		
	⑤ 汚染課金の荷計算	(イ) 硫酸酸化物排出量		(ロ) 単位排出量当たり賦課金 (円／立方メートル)		(ハ) = (イ) × (ロ) 汚染負荷量賦課金額	
過去分		累積換算量 (立方メートル／算定基礎期間) 百万 千 m ³ /h 41278	円 銭	円 銭	458508		
現在分		前年の排出量 (立方メートル／年) 百万 千 m ³ /h 31178 37789	5. ⑥ 111. 11		(3464187) 4198735		
⑥ 延納の申請		(イ) する (ロ) しない		合計 (3922700) 4657300			
⑦ 汚 染 負 荷 量 賦 課 金 の 期 別 納 付 額 内 訳							
(イ) 全期又は第1期 (初期)		(ロ) 第 2 期		(ハ) 第 3 期		(ニ) 第 4 期	
十億	百万 千 円	十億	百万 千 円	十億	百万 千 円	十億 百万 千 円	
(980900) 1164400	(980600) 1164300	(980600) 1164300	(980600) 1164300	(980600) 1164300	(980600) 1164300	(980600) 1164300	

注) 「事業者用」裏面の注意をよく読んで記入してください。

作 成 担 当 者	所 属 課	環 境 課
	電 話 番 号	022-562-8181(内263)
	フリカナ	タイキ マモル
	氏 名	大 伊 木 守

誤った数字は、()書きとし、正しい数字をその下に記入してください。

修正納付書記載例

修正分

独立行政法人環境再生保全機構

汚染負荷量賦課金 納付書・領収証書

住所 983-0001 宮城県仙台市宮城野区港1-2-3 氏名 青空工業 株式会社 仙台工場 殿	収納機関	収納区分	納付義務者番号	工場・事業場番号	C・D	下記の納付額を領収しました。 (領収年月日、領収者名及び領収印)又は(領収者名の表示のある領収日付印)
	1	11	03309	01	2	
	納付期限	平成	年	月	日	
	受取人	独立行政法人環境再生保全機構				
	納付目的	平成20年度 汚染負荷量賦課金				
	納付区分	全期・第1期				
納付場所 独立行政法人環境再生保全機構又は下記の取扱金融機関の本店 各都市銀行 各地方銀行 商工組合中央金庫 北洋銀行	複数事業所分をまとめて納付	する・しない (「する」の場合には3枚目裏面に必ずその事業所名等をご記入ください)				収入印紙 〔取扱金融機関が貼付〕
	納付額	百十億千百十万千百十円 ¥183500				
	なお、裏面取扱金融機関の本店で納付する場合は、手数料は不要です。					

(取扱店⇒納付義務者)

朱書きで「修正分」と記入して下さい。

収納区分は「11」と記入して下さい。

5 業種名とその分類

申告書に記入すべき業種名	日本標準産業分類 中分類（一部大分類及び小分類を含む。）
02 旅館・飲食店	飲食店、旅館その他の宿泊業（ホテルを含む。）、映画業、娯楽業
03 学校・病院	医療業、教育・学習支援業（試験研究機関を含む。）、保健業（保健所、健康相談施設、検疫所（動・植物検疫を除く。）等）
04 浴場業	公衆浴場、特殊浴場
05 洗たく業	洗たく業（リネンサプライを含む。）、洗張・染物業
06 廃棄物焼却場	清掃業（公共団体所管のものを含む。）
10 農・林・漁業	農業、農業・園芸サービス業（ライスセンター等）、林業、狩猟業、漁業、水産養殖業
11 鉱業	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、その他の鉱業（鉱業法に定める鉱業）
12 建設業	総合工事業（アスファルトプラント等）、職別工事業、設備工事業
14 電気業	電気業（電気事業法に定める電気事業）（J Rの発電所を含む。自家発電は各産業別に含める。）
16 ガス業	ガス業（ガス事業法に定めるガス事業）
20 その他事業場	製造業以外で上記に含まれないもの、熱供給業、葬儀・火葬業、分類不能の産業
21 食料品製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（食品加工業及び砂糖、清涼飲料、ビール、酒、有機質肥料、たばこの製造業等）
23 繊維工業	繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業（製糸業、紡績業及び織物、メリヤス、レース、網、衣服の製造業等並びに染色整理業）
25 木材・木製品工業	製材業、木製品製造業、家具・装備品製造業（一般製材業、単板、床板、チップ、合板、パーティクルボード及び家具・装備品製造業等）
27 パルプ・紙加工品業	パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業（パルプ、紙、加工紙、段ボール、セロファン、繊維板の製造業等及び新聞、出版、印刷、製本業等）
29 化学工業	化学工業（化学肥料、無機化学工業製品、有機化学工業製品、石油化学製品、化学繊維、薬品、洗剤、塗料、化粧品等の製造業等）
31 石油・石炭製品業	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業及び潤滑油、グリース、コークスの製造業）
33 ゴム・皮革業	ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製品製造業（タイヤ、チューブ、ゴムベルト、ゴム、革、毛皮製品の製造業等）
35 窯業・土石製造業	窯業・土石製品製造業（セメント、ガラス製品、かわら、陶磁器、耐火物、炭素・黒鉛、石綿、石灰の製造業等）
37 鉄鋼業	鉄鋼業（製鉄業、製鋼・製鋼圧延業及び鋼材、表面処理鋼材、鍛鋼、鋳鋼、鋅鉄鋳物の製造業等）
39 非鉄金属業	非鉄金属製造業（非鉄金属の製錬・精製、圧延業及び鋳物、電線・ケーブルの製造業等）
41 金属製品業	金属製品製造業（洋食器、刃物、手道具、暖房装置、建設用金属製品、くぎ、ねじ、ボルトの製造業等）
43 機械工業	一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、武器製造業（ボイラ・原動機、建設機械、電気機械・器具、一般産業用機械、通信機械器具、電子計算機、自動車、鉄道車両、船舶、航空機、武器の製造業等）
50 その他製造業	楽器、玩具、運動用具、鉛筆、プラスチック成型品等の上記以外の製造業

6 委託商工会議所一覧表

都 道 府 県 名	商 工 会 議 所 名	都 道 府 県 名	商 工 会 議 所 名	都 道 府 県 名	商 工 会 議 所 名	都 道 府 県 名	商 工 会 議 所 名	都 道 府 県 名	商 工 会 議 所 名		
北海道	函 館 札 幌 旭 川 室 蘭 釧 路 帯 広 北 見 稚 内 紋 別 苫小牧	埼 玉	熊 谷 さいたま 所 沢 飯 能	石 川	金 沢 小 松	大 阪	大 阪 堺 東大阪 泉大津 高 槻 岸和田 貝 塚 茨 木 吹 田 八 尾 豊 中 泉佐野 北大阪 守口門真	山 口	下 関 宇 部 防 府 徳 山 岩 国 小野田		
				福 井	福 井 敦 賀						
				山 梨	甲 府						
		千 葉	銚 子 千 葉 船 橋 木更津 市 川 松 戸 柏 市 原	長 野	長 野 松 本			徳 島	徳 島		
				岐 阜	岐 阜 大 垣 多治見 土 岐					香 川	高 松
				静 岡	静 岡 浜 松 沼 津 清 水 三 島 富 士 磐 田					愛 媛	松 山 新居浜
				東 京	東 京 千代田 中央 新宿 東 港 文 京 墨 田 八王子 武蔵野 立 川			愛 知	名古屋 岡 崎 豊 橋 半 田 一 宮 蒲 郡 豊 川 刈 谷 豊 田 安 城 春日井 稲 沢	高 知	高 知
兵 庫	神 戸 姫 路 尼 崎 明 石 西 宮 伊 丹 高 砂 加古川					福 岡	福 岡 久留米 北九州 大牟田				
						奈 良	奈 良			佐 賀	佐 賀
		和歌山	和歌山								
		鳥 取	鳥 取								
島 根	松 江 浜 田	長 崎	長 崎 佐世保								
				岡 山	岡 山 倉 敷 備 前	熊 本	熊 本				
						大 分	大 分				
栃 木	宇都宮 足 利	三 重	四 日 市 津 鈴 鹿			宮 崎	宮 崎				
				滋 賀	大 津	鹿 児 島	鹿 児 島				
						京 都	京 都 舞 鶴	沖 縄	那 覇		
群 馬	高 崎 前 橋	新 潟	新 潟 上 越 長 岡	富 山	富 山 高 岡 射 水	広 島	広 島 呉 福 山 大 竹	那 覇			
埼 玉	川 越 川 口										

網掛けの府県については、大阪支部が管轄しております。

7 公害健康被害の補償等に関する法律

1. 公害健康被害の補償等に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁（水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）の影響による健康被害に係る損害を填^{てん}補するための補償並びに被害者の福祉に必要な事業及び大気の汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図ることを目的とする。

（汚染負荷量賦課金の徴収及び納付義務）

第52条 機構は、第48条の規定による納付金のうち、第4条第1項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用並びに第一種地域に係る指定疾病による被害に関して行う公害保健福祉事業に要する費用に充てるためのもの、第13条第2項の規定による支払に要する費用並びに機構が行う事務の処理に要する費用（以下「補償給付支給費用等」という。）の一部に充てるため、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設が設置される工場又は事業場を設置し、又は設置していた事業者で、次に掲げるもの（以下「ばい煙発生施設等設置者」という。）から、毎年度、汚染負荷量賦課金を徴収する。

- 1 第一種地域に係る指定疾病に影響を与える大気の汚染の原因である政令で定める物質を排出するばい煙発生施設が設置され、かつ、最大排出ガス量が政令で定める地域の区分に応じて政令で定める量以上である工場又は事業場を、各年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下この章において同じ。）の初日において設置している事業者
- 2 第一種地域の指定がすべて解除された場合にあっては、その解除があつた日（以下「基準日」という。）の前日の属する年度（以下「基準年度」という。）の初日において前号の政令で定められていた物質（以下「対象物質」という。）を排出するばい煙発生施設が設置され、かつ、最大排出ガス量が基準年度の初日において同号の政令で定められていた地域の区分に応じて同号の政令で定められていた量以上であつた工場又は事業場を基準年度の初日において設置していた事業者。ただし、基準日以後も基準日前にされた第4条第1項の認定に係る被認定者及び認定死亡者（以下「既被認定者」という。）に関する補償給付支給費用等が生ずる場合に限る。
- 2 第一種地域の指定がすべて解除された場合において、基準日がその属する年度の初日の翌日以後の日であるときは、前項第2号に掲げるばい煙発生施設等設置者に対する同項の規定の適用については、同項中「毎年度」とあるのは、「基準日の属する年度の翌年度から毎年度」とする。
- 3 ばい煙発生施設等設置者は、汚染負荷量賦課金を納付する義務を負う。

(汚染負荷量賦課金の額)

第 53 条 各ばい煙発生施設等設置者から徴収する汚染負荷量賦課金の額は、次の各号に掲げるばい煙発生施設等設置者の種別に従い、当該各号に定める額とする。

- 1 前条第 1 項第 1 号のばい煙発生施設等設置者 当該ばい煙発生施設等設置者が排出する同号の政令で定める各物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に前年度の初日の属する年における年間排出量を乗じて得た額の合計額
- 2 前条第 1 項第 2 号のばい煙発生施設等設置者 次のイ及びロに掲げる額を合算した額
イ 対象物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に基準日前の既被認定者の指定疾病に影響を与えた大気汚染の状況その他の事情を勘案して政令で定める年から基準年度の前年度の初日の属する年までの期間（以下「算定基礎期間」という。）の各年における対象物質の年間排出量を大気汚染の状況に応じた地域の別その他の事情を勘案して政令で定めるところにより換算して得た量を累積した量（以下「累積量」という。）を乗じて得た額の合計額
ロ 基準日以後に排出される対象物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に前年度の初日の属する年における対象物質の年間排出量を乗じて得た額の合計額

2 前項の年間排出量の算定の方式は、環境省令で定める。

(単位排出量当たりの賦課金額)

第 54 条 前条第 1 項第 1 号の単位排出量当たりの賦課金額は、第 3 条第 1 項に掲げる補償給付の種類ごとの受給者見込数及び平均受給金額の見込額その他の事項に基づき算定した補償給付支給費用等に充てるための汚染負荷量賦課金の総額として当該年度において必要であると見込まれる金額（以下「賦課金見込額」という。）のうち既被認定者以外の被認定者及び認定死亡者に関する金額とばい煙発生施設等設置者が排出する第 52 条第 1 項第 1 号の政令で定める各物質ごとの前年度の初日の属する年における総排出量を基礎として、当該物質による大気汚染の状況に応じた地域の別に従い、政令で定める。

2 次の各号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額は、当該各号に掲げる事項を基礎として政令で定める。ただし、第 2 号に掲げる賦課金額は、同号の対象物質による大気汚染の状況に応じた地域の別に従い定めるものとする。

- 1 前条第 1 項第 2 号イの単位排出量当たりの賦課金額 賦課金見込額のうち既被認定者に関する金額に既被認定者の指定疾病の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を乗じて得た額及びばい煙発生施設等設置者が排出した算定基礎期間における対象物質ごとの総累積量
- 2 前条第 1 項第 2 号ロの単位排出量当たりの賦課金額 賦課金見込額のうち既被認定者に関する金額に 1 から前号の政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た額及びばい煙発生施設等設置者が排出する前年度の初日の属する年における対象物質ごとの総排出量

(汚染負荷量賦課金の納付等)

第 55 条 ばい煙発生施設等設置者は、各年度ごとに、汚染負荷量賦課金を、環境省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その年度の初日から 45 日以内に機構に納付しなければならない。

- 2 前項の申告書には、第 52 条第 1 項第 1 号の政令で定める物質又は基準日以後に排出される対象物質の年間排出量を証する書類として環境省令で定める書類を添付しなければならない。
- 3 機構は、ばい煙発生施設等設置者が第 1 項に規定する期間内に同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書に環境省令で定める事項の記載の誤りがあると認めたときは、汚染負荷量賦課金の額を決定し、これをばい煙発生施設等設置者に通知する。
- 4 前項の規定による通知を受けたばい煙発生施設等設置者は、汚染負荷量賦課金を納付していないときは同項の規定により機構が決定した汚染負荷量賦課金の全額を、納付した汚染負荷量賦課金の額が同項の規定により機構が決定した汚染負荷量賦課金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から 15 日以内に機構に納付しなければならない。
- 5 ばい煙発生施設等設置者が納付した汚染負荷量賦課金の額が、第 3 項の規定により機構が決定した汚染負荷量賦課金の額をこえる場合には、機構は、そのこえる額について、未納の汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

（汚染負荷量賦課金の延納）

第 56 条 機構は、ばい煙発生施設等設置者の申請に基づき、その者の納付すべき汚染負荷量賦課金を延納させることができる。

（督促及び滞納処分）

第 57 条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金を納付しない者があるときは、機構は、期限を指定して督促しなければならない。

- 2 前項の規定により督促するときは、機構は、納付義務者に対して督促状を発する。
- 3 前項の督促状により指定する第 1 項の期限は、督促状を発する日から起算して 10 日以上経過した日でなければならない。
- 4 機構は、第 1 項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金を完納しないときは、納付義務者の住所地又はその財産の所在地の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対して、その徴収を請求することができる。
- 5 市町村は、前項の規定による徴収の請求を受けたときは、地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。この場合においては、機構は、徴収金額の 100 分の 4 に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。
- 6 市町村が第 4 項の規定による徴収の請求を受けた日から 30 日以内に滞納処分に着手せず、又は 90 日以内にこれを結了しないときは、機構は、環境大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

（延滞金）

第 58 条 前条第 1 項の規定により汚染負荷量賦課金の納付を督促したときは、機構は、その督促に係る汚染負荷量賦課金の額につき年 14.5 パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る汚染負荷量賦課金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、汚染負荷量賦課金の額の1部につき納付があつたときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる汚染負荷量賦課金の額は、その納付のあつた汚染負荷量賦課金の額を控除した額とする。
- 3 延滞金の計算において、前2項の汚染負荷量賦課金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 4 前3項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
- 5 延滞金は、次の各号の1に該当する場合には、徴収しない。ただし、第4号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。
 - 1 督促状に指定した期限までに汚染負荷量賦課金を完納したとき。
 - 2 納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によつて督促したとき。
 - 3 延滞金の額が百円未満であるとき。
 - 4 汚染負荷量賦課金について滞納処分の実行を停止し、又は猶予したとき。
 - 5 汚染負荷量賦課金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)

第59条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続)

第60条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金は、この節に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(資料の提出)

第60条の2 機構は、汚染負荷量賦課金の徴収に関し必要があると認めるときは、ばい煙発生施設等設置者に対し、文書その他の物件の提出を求めることができる。

(環境省令への委任)

第61条 この節に定めるもののほか、汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(ばい煙発生施設等設置者等に対する報告の徴収等)

第141条 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者の工場若しくは事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第139条第2項の規定は前項の規定による検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(罰則)

第 146 条 次の各号の 1 に該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

- 1 第 60 条の 2 (第 66 条において準用する場合を含む。)の規定により文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の記載をした文書を提出した者
- 2 第 136 条の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者
- 3 第 140 条第 1 項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

2. 旧公害健康被害の補償等に関する法律施行令

(汚染負荷量賦課金の賦課対象物質)

第 28 条 法第 52 条第 1 項の政令で定める物質は、硫黄酸化物とする。

(最大排出ガス量)

第 29 条 法第 52 条第 1 項の最大排出ガス量 (同項に規定するばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の 1 時間当りの量を、温度が零度で圧力が 1 気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。)につき政令で定める量は、別表第 3 の第 2 欄に上げる地域の区分に応ずる同表第 3 欄に掲げる量とする。

(単位排出量当りの賦課金額)

第 30 条 法第 54 条の政令で定める単位排出量当たりの賦課金額は、温度が零度で圧力が 1 気圧の状態に換算した硫黄酸化物 1 立方メートルにつき、別表第 3 の第 2 欄に掲げる地域の区分に応ずる同表の第 4 欄に掲げる金額 (毎年度改正されます。)とする。

別表第 3 (第 29 条、第 30 条関係)

1	別表第 1 の 28 の項から 31 の項まで及び 32 項の項に掲げる地域	5, 000m ³	省略
2	別表第 1 の 2 の項から 22 の項までに掲げる地域	5, 000m ³	省略
3	別表第 1 の 1 の項、24 の項、25 の項及び 31 の 2 の項に掲げる地域	5, 000m ³	省略
4	別表第 1 の 23 の項、26 の項、27 の項及び 33 の項から 37 の項に掲げる地域	5, 000m ³	省略
5	別表第 1 に掲げる地域以外の地域	10, 000m ³	省略

指定地域解除 昭和 63 年 3 月 1 日

3. 公害健康被害の補償等に関する法律施行令

(政令で定める年)

第31条 法第53条第1項第2号イの政令で定める年は、法第52条第1項第2号に規定する基準年度の前年度の初日の属する年（別表第4において「基準年」という。）の4年前の年とする。

(年間排出量の換算の方法)

第32条 法第53条第1項第2号イの規定による法第52条第1項第2号に規定する対象物質（以下「対象物質」という。）の年間排出量の換算は、法第53条第1項第2号イに規定する算定基礎期間の各年における対象物質の年間排出量に別表第4の第2欄に掲げる地域の区分に従い、それぞれ、各年ごとに定める数を乗ずることにより行うものとする。

4. 公害健康被害の補償等に関する法律施行規程

(年間排出量の算定の方式)

第3条 法第53条第2項の環境省令で定める同条第1項の年間排出量の算定の方式は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める算式により得た値の硫黄酸化物の量（温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算した立方メートルをいう。以下この条において同じ。）を合計するものとする。ただし、これとは別の方式により年間排出量が算定できるときは、この限りでない。

1 使用する原材料又は燃料が液体又は固体の場合にあつては、それぞれ、使用する原材料又は燃料の別に応じて次のいずれかの算式により算出するものとする。

イ 原材料又は燃料の前年における使用量（単位 リットル）×原材料又は燃料の密度（単位 グラム毎立方センチメートル）×原材料又は燃料中の硫黄分の成分割合（単位 重量比）×（22.4/32）

ロ 原材料又は燃料の前年における使用量（単位 キログラム）×原材料又は燃料中の硫黄分の成分割合（単位 重量比）×（22.4/32）

2 使用する原材料又は燃料が気体の場合にあつては、それぞれ、使用する原材料又は燃料の別に応じて次の算式により算出するものとする。

原材料又は燃料の前年における使用量（単位 温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算した立方メートル）×原材料又は燃料中の硫黄分の成分割合（単位 容量比）

2 前項の場合において、脱硫（原材料中又は製品等中に吸収されること及び原材料中又は灰分中に残留することを含む。第6条第1項第6号において同じ。）により除去される硫黄酸化物の量は排除して算定するものとする。）

(納付の方法)

第5条 汚染負荷量賦課金は、これを工場又は事業場を単位として納付するものとする。ただし、納付義務者（法第52条第3項の規定により汚染負荷量賦課金を納付する義務を負うば

い煙発生施設等設置者をいう。次条第2項、第7条、第8条及び第9条第2項において同じ。）が、これによらない旨をあらかじめ機構に届け出たときは、これとは別の方法により納付することができる。

（添付書類）

第6条 法第55条第2項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 1 第3条第1項本文の年間排出量の算定の方式による算定の過程を示す書類
- 2 第3条第1項ただし書の年間排出量の算定の方式により算定する納付義務者にあつては、その算定の過程を示す書類及びその算定の基礎となつた数値の根拠を明らかにすることができる書類
- 3 前年度の初日の属する年における原材料又は燃料の使用量を明らかにすることができる書類
- 4 原材料又は燃料中の硫黄分の成分割合を明らかにすることができる書類
- 5 原材料又は燃料の密度を明らかにすることができる書類
- 6 脱硫により除去される硫黄酸化物がある場合にあっては、脱硫の程度及びその根拠を明らかにすることができる書類

（フレキシブルディスクによる手続）

第6条の2 法第55条第2項の規定に基づく同条第1項の申告書への前条の書類の添付については、第4条第1項各号に定める事項及び当該書類の作成に必要な事項を記録したフレキシブルディスクを添付することにより、行うことができる。

（フレキシブルディスクの構造）

第6条の3 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 1 日本工業規格 X6221 に適合する 90 ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 2 日本工業規格 X6223 に適合する 90 ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

第6条の4 第6条の2の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

- 1 トラックフォーマットについては、前条第1号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格 X6222、同条第2号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格 X6224 又は X6225
 - 2 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格 X0605
 - 3 文字の符号化表現については、日本工業規格 X0208 附属書 1
- 2 第6条の2の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格 X0201 及び X0208 による図形文字並びに日本工業規格 X0211 による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第6条の5 第6条の2のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X6221 又は X6223 によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 1 汚染負荷量賦課金の納付義務者の氏名又は名称及び汚染負荷量賦課金申告書(様式第1号)中の汚染負荷量賦課金番号
- 2 法第55条第1項の申告書の提出年月日

(書類の保存義務)

第19条 ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者又はばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者であつた者は、法又はこの省令による書類を、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第19条の2 前条の規定により保存しなければならない書類に記載しなければならない事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて同条に規定する書類の保存に代えることができる。

- 2 前項の規定による保存をする場合には、環境大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(電子情報処理組織による申告等)

第二十二條 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用した法第五十五条第一項の規定による申告書の提出、法第五十六条の規定による延納の申請、第五条ただし書の規定による別の方法による納付の届出及び第二十条の規定による代理人選任の届出(以下「電子申告等」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、電子申告等を行う者の氏名その他必要な事項を文書で機構に届け出なければならない。

- 2 機構は、前項の規定による届出を受けたときは、識別番号及び暗証番号を付し、これらの番号を電子申告等を行う者として届け出られた者に通知するものとする。
- 3 電子申告等を行う者は、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式に記録すべき事項(次項において「電子申告等記録事項」という。)その他必要な事項を、電子申告等を行う者の使用に係る電子計算機であつて次に掲げる技術的基準に適合するものから入力して、電子申告等を行わなければならない。
 - 一 機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手した様式に入力できる機能
 - 二 機構の使用に係る電子計算機と通信できる機能
- 4 前項の規定により電子情報処理組織を使用した法第五十五条第一項の規定による申告書の提出を行う者は、第六条の二の規定にかかわらず、第六条各号に掲げる書類に記載すべき事項を電子申告等記録事項と併せて入力し、これを送信しなければならない。

《 ㄨ ㄣ 》

申告等に関連する諸届出書式・記載例

届出書には、「代理人選任・解任届出書」と「名称等変更届出書」の2種類があります。該当する事項に変更が生じたときは、届出書1部を速やかに機構又は委託商工会議所に提出してください。

なお、届出書の書式は手引の巻末につけてありますので、コピーしてお使いください。

また、これらの届出書は賦課金ホームページ(汚染負荷量賦課金申告のご案内<http://www.erca.go.jp/fukakin/>)にも掲載しておりますので、必要な届出書をダウンロードし、記入事項を入力の上、プリントアウトすることもできます。

(1) 代理人選任・解任届出書記載例

ばい煙発生施設設置者 特定施設等設置者		代理人選任・解任届出書	
賦課金番号	0 3 3 0 9 0 1 2	申告書にプレプリントしてある 賦課金番号を記入してください	
ばい煙発生施設 又は特定施設等を有 する工場・事業場	(名称) 仙台工場	(所在地) 宮城県仙台市宮城野区港1-2-3 電話 022-562-8181	
選任	氏名 大森 一夫	新代理人の役職等 施設等設置者との関係 工場長	
代理人	住所 宮城県仙台市宮城野区港1-2-3	選任した日	平成20年 4月 1日
解任代理人氏名※	旧代理人 鎌田 浩二	解任した日※	平成20年 3月31日
代理人が行う べき事項の範囲	公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づいてばい煙発生施設設置者又は特定施設等設置者がしなければならない事項		

平成 20年 4月 1日

公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第20条の規定により、
上記のとおり届け出ます。

**間違いの多い例として、支店長や代理人
本人が届出者になっているケースがあり
ます。必ず代表者にしてください。**

届出者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名
神奈川県川崎市幸区大宮町1310
青空工業株式会社
代表取締役社長 青空 一郎 ㊞

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

代表者の印

注※ 「解任代理人氏名」及び「解任した日」欄は、以前に代理人を
選任していない場合は、記入する必要はありません。

〔記入上の注意〕

◎ 汚染負荷量賦課金番号

申告書に記載のある汚染負荷量賦課金番号をご記入ください。

◎ ばい煙発生施設又は特定施設等を有する工場・事業場（名称・所在地）

申告対象となる対象工場・事業場の名称・所在地・電話番号を記入してください。

◎ 選任代理人氏名・選任日

選任する代理人氏名並びに選任日を記入してください。

◎ 施設等設置者との関係

施設等設置者との関係を記入してください。

◎ 解任代理人氏名・解任日

解任する代理人氏名並びに解任日を記入してください。

◎ 年月日

提出する日を記入してください。

◎ 届出者

ばい煙発生施設又は特定施設等を有する者の名称（法人名等）、住所、代表者等氏名を明記の上、押印してください。

また、この届出書は、代表者が行う行為を、代理人に処理させようとするものであるため、届出者欄は必ず組織の代表者としてください。

◎ オンライン申告を行っている方

オンライン申告を行っている事業者で、代理人で認証情報を取得している場合は、「電子申告等届出書」が「代理人選任・解任届出書」を兼ねていますので、代理人を変更する場合は「電子申告等届出書」を提出して新しい認証情報を取得してください。

(2) 名称等変更届出書記載例

名 称 等 変 更 届 出 書

平成 20 年 4 月 21 日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

代表者又は代理人の印を押してください。

申告書にプレプリントしてある賦課金番号を記入してください。

納付義務者又は届出者を記入してください。

届出者

氏名又は名称
住所
代表者又は選任代理人氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者又は選任代理人
関東青空株式会社
神奈川県川崎市幸区大宮町1310
代表取締役 山田 勝重

次のとおり変更があったので、届け出ます。

賦 課 金 番 号	1	2	3	4	5	6	7	8	変 更 年 月 日	平成 20 年 4 月 10 日	
変更理由 (該当するところに を付けて下さい。)	☒ 商号変更 ☐ 営業譲渡 ☒ 本社の住所変更 ☐ 工場等の閉鎖・廃止 ☐ 工場名の変更 ☐ 施設の賃貸借 ☐ 清算終了 ☒ 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う申告書の送付先変更 ☐ 合併 ☐ 会社分割 ☐ 工場等の移転 ☐ 市町村の合併に伴う住居表示等の変更 ☐ その他 (										
項 目	変 更 前								変 更 後		
① 納付義務者 (ばい煙発生施設等設置者)	フリガナ	カントウコウギョウカブシキカイシャ								カントウアオゾラカブシキカイシャ	
	名 称 (法人名等)	関東工業株式会社								関東青空株式会社	
	フリガナ	トウキョウトミナトクロッポンギ								カナガワケンカワサキシサイワイクオオミヤチョウ	
	住 所 (本店等所在地)	〒 106-0032 東京都港区六本木4-1-4								〒 212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310	
※1 代表者氏名											
② 申告対象工場・事業場	フリガナ	アサカコウジョウ									
	名 称 (申告対象工場等名称)	朝霞工場								(廃止)	
	フリガナ	サイタマケンアサカシホンチョウ									
	住 所 (申告対象工場等所在地)	〒 106-0032 埼玉県朝霞市本町150-254									
※2 ③ 送付先 (申告書等)	フリガナ									カントウアオゾラカブシキカイシャ ソウムブソウムカ	
	名 称 (法人名部課等)									関東青空株式会社 総務部総務課	
	フリガナ									カナガワケンカワサキシサイワイクオオミヤチョウ	
	住 所									〒 212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310	
連絡担当者氏名	森口 学		所属部課		環境安全課		電話番号		044-520-9549		

変更箇所だけ記入してください。

※1 代表者だけの変更の場合、届出する必要はありません。

※2 送付先欄には工場・事業場の移転、閉鎖等によって今後申告書の送付先を変更する場合に記載してください。

注1 記載にあたっては、変更箇所だけ記入してください。

注2 工場・事業場の合併、分割、譲渡等で電子申告等を行う者に変更があった場合は、新しい認証情報が必要となりますので再度「電子申告等届出書」の提出が必要となります。この場合、旧認証情報は、無効となります。

担当者の連絡先等を必ず記入してください。

〔記入上の注意〕

◎ 届出者

届出者の氏名又は名称・住所・代表者名を記入し、押印してください。

また、代理人を選任している場合は、氏名又は名称・住所・代理人の氏名を記入し押印してください。

◎ 汚染負荷量賦課金番号

申告書に記載のある汚染負荷量賦課金番号をご記入ください。

◎ 変更年月日

下記変更理由の変更年月日を記入してください。

◎ 変更理由

該当する変更理由にレ点を付してください。該当理由が無い場合は、その他の欄に記入してください。

以下の項目は、変更があった箇所の変更前及び変更後を記入してください。

① 納付義務者（名称・住所・代表者氏名）

名称・住所・代表者氏名欄は、法人名や本社等の住所が変更になった場合等に記入してください。（代表者だけの変更の場合には、届出は不要です。）

② 申告対象工場・事業場（名称・所在地）

申告対象工場・事業場の名称・住所表示が変更になった場合等に記入してください。

③ 送付先

工場・事業場の移転、閉鎖によって今後申告書の送付先を変更する場合に記入してください。

◎ 連絡担当者氏名・所属部課・電話番号

この届出について、ご連絡をさせて頂く場合の連絡先を記入してください。

上記届出の内容を確認させて頂く書類として下記の書類等（客観的に分かるもの）を添付してください。

名称変更の理由	添付書類
(1)全面廃止又は工場移転	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書(写)
(2)合併	① 合併契約書(写) ② 会社登記簿謄本(写)
(3)営業譲渡※・施設の賃貸借	① 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設承継届出書(写) ② 営業譲渡契約書(写)、賃貸借契約書(写) 等 ③ 会社登記簿謄本(写)
(4)会社分割	① 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設承継届出書(写) ② 分割契約書類(写) 等 ③ 会社登記簿謄本(写)

注※ 営業譲渡の場合、営業譲渡後の納付義務者については、納付義務者と譲渡先との資本関係の有無等によって決まるので、届出を提出する前に機構に相談してください。

ばい煙発生施設設置者
特定施設等設置者

代理人選任・解任届出書

賦課金番号							
ばい煙発生施設 又は特定施設等を有 する工場・事業場		(名称)			(所在地)		
					電話		
選任	氏名				施設等設置者との関係		
代理人	住所				選任した日	平成 年 月 日	
解任代理人氏名※					解任した日※	平成 年 月 日	
代理人が行うべき事項の範囲		公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づいてばい煙発生施設設置者又は特定施設等設置者がしなければならない事項					

平成 年 月 日

公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第20条の規定により、
上記のとおり届け出ます。

届出者

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

印

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

注※ 「解任代理人氏名」及び「解任した日」欄は、以前に代理人を選任していない場合は、記入する必要はありません。

名称等変更届出書

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

平成 年 月 日

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者又は選任代理人

氏名又は名称

住所

代表者又は選任代理人

印

次のとおり変更があつたので、届け出ます。

賦課金番号										変更年月日	平成	年	月	日	
変更理由 (該当するところに☑を付けて下さい。)		☐ 商号変更 ☐ 営業譲渡 ☐ 本社の住所変更 ☐ 工場等の閉鎖・廃止 ☐ 工場名の変更 ☐ 施設の賃貸借 ☐ 清算結了 ☐ 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う申告書の送付先変更 ☐ 合併 ☐ 会社分割 ☐ 工場等の移転 ☐ 市町村の合併に伴う住所表示等の変更 ☐ その他 ()													
項 目		変 更 前								変 更 後					
① 納付義務者 (ばい煙発生施設等設置者)	フリガナ														
	名 称 (法人名等)														
	フリガナ														
	住 所 (本店等所在地)	〒								〒					
	※1 代表者氏名														
② 申告対象工場・事業場	フリガナ														
	名 称 (申告対象工場等名称)														
	フリガナ														
	住 所 (申告対象工場等所在地)	〒								〒					
※2 ③ 送付先 (申告書等)	フリガナ														
	名 称 (法人名部課等)														
	フリガナ														
	住 所	〒								〒					
連絡担当者氏名						所属部課						電話番号			

※1 代表者だけの変更の場合、届出する必要はありません。
※2 送付先欄には工場・事業場の移転、閉鎖等によって今後申告書の送付先を変更する場合に記載してください。
注1 記載にあたっては、変更箇所だけ記入してください。
注2 工場・事業場の合併、分割、譲渡等で電子申告等を行う者に変更があつた場合は、新しい認証情報が必要となりますので再度「電子申告等届出書」の提出が必要となります。この場合、旧認証情報は無効となります。

《 ㄨ ㄣ 》

《メ モ》

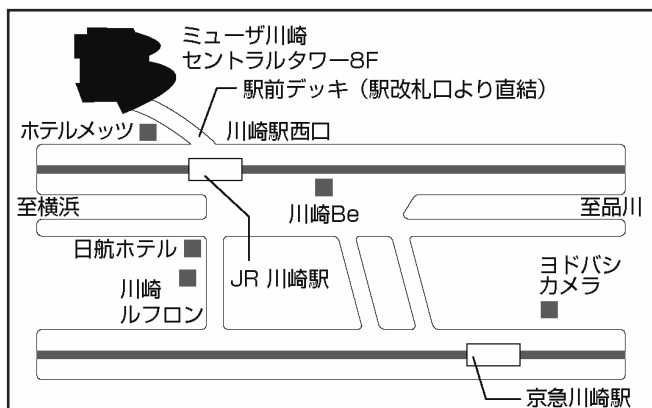
独立行政法人環境再生保全機構

URL ① <http://www.erca.go.jp/fukakin/> (汚染負荷量賦課金申告に関する情報)
② <http://www.erca.go.jp/> (機構業務案内等に関する情報)

■ 本部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310
ミューザ川崎セントラルタワー 8F

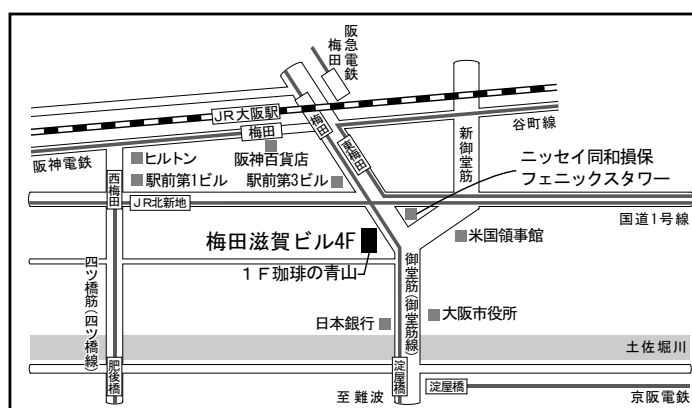
- ① 申告手続等に関する一般事項の照会
TEL 044-520-9544 補償業務部業務課
- ② 申告等賦課金算定に関する事項の照会
TEL 044-520-9547 補償業務部調査課
9549
- ③ 汚染負荷量賦課金の納付に関する事項の照会
TEL 044-520-9552 補償業務部管理徴収課
9553
FAX 044-520-2133
E メール h-gyoumu@erca.go.jp



■ 大阪支部

〒530-0002 大阪府大阪市北区曽根崎新地 1-1-49
梅田滋賀ビル 4F

TEL 06-6342-0780
FAX 06-6342-0260
E メール osaka@erca.go.jp



この手引についてわからないことがありましたら、独立行政法人環境再生保全機構にお問い合わせください。